



NISSAY

---

財形住宅貯蓄積立保険「ニッセイ財形住宅」  
**ご契約のしおり一定款・約款**

---

この冊子は、ご契約についての大切なことがらを記載したものです。  
必ずご一読のうえ契約者証とともに大切に保管し、ご活用ください。

日本生命保険相互会社

## ご契約者のみなさまへのお願い

当社は、みなさま方のご意向を、つねに会社経営に反映するよう努めてまいりました。

今後ともみなさま方のご信頼とご愛顧にお応えいたしたいと存じますので、当社の経営につきまして、ご意見がございましたら、文書にて当社本店宛お寄せください。

## も く じ

○お願いとお知らせ	2
○ご契約のしおり	15
○定 款	55

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを記載したものです。(※)

○財形住宅貯蓄積立保険普通保険約款	64
-------------------	----

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載したものです。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、大切なご契約内容を十分ご理解ください。

○当社の定めるところにより計算される金額について	93
--------------------------	----

計算例を記載しております。

○ご相談やお問合せ先	95
------------	----

(※) 2023年11月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。変更後の内容につきましては、当社ホームページでご覧いただけます。  
また、ホームページを閲覧できる環境にない場合は、当冊子末尾に記載の相談窓口へご連絡ください。

### ■生命保険募集人について

#### ○契約締結の「媒介」と「代理」について

生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約のお申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。

生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約のお申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

#### ○当社の生命保険募集人について

当社の生命保険募集人は、お客様と当社の契約締結の媒介を行うもので、契約締結の代理権はありません。したがって、ご契約は、お客様からのお申込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。

また、ご契約の成立後に契約内容の変更等をされる場合にも、原則として当社の承諾が必要となります。

### ■当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

○当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実にを行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。

○保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

○なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

## ■ 「生命保険契約者保護機構」について

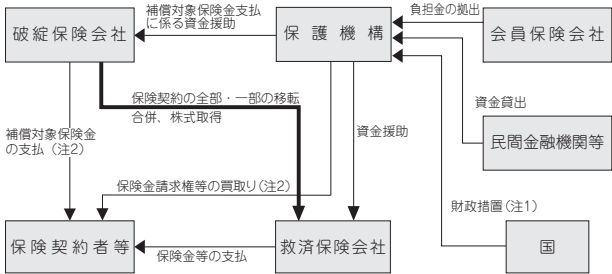
○ 「生命保険契約者保護機構」(以下、「保護機構」といいます。)の概要は以下のとおりです。

- ・ 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- ・ 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- ・ 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（\*1）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（\*2）を除き、責任準備金等（\*3）の90%とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません。（\*4））
- ・ なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

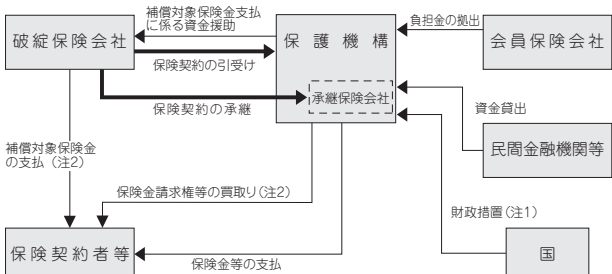
- \* 1 特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です。（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります。）
- \* 2 破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率（※1）を超えていた契約を指します（※2）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。  
高予定利率契約の補償率＝90%－{(過去5年間に於ける各年の予定利率－基準利率)の総和÷2}  
(※1) 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。  
(※2) 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
- \* 3 責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立している準備金等をいいます。
- \* 4 個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

## 【仕組みの概略図】

### ○救済保険会社が現れた場合



### ○救済保険会社が現れない場合



(注1) 上記の「財政措置」は、2027年3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

(注2) 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。(高予定利率契約については、\*2に記載の率となります。)

- 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。（最新の内容については、当社ホームページで確認できます。）
- 生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

・生命保険契約者保護機構

電話番号 03-3286-2820

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～午後5時

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp>

※2023年1月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。最新の内容については、当社ホームページをご確認ください。



## ■個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱いについて）

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

### 1. 情報の収集

お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

### 2. 収集する情報の種類

各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

### 3. 情報の収集方法

ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

### 4. 利用目的

お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- (2) 関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- (3) ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- (4) その他保険に関連・付随する業務

なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやピラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履

歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただきます場合がございます。

お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。

- (1) 保険取引に関する支払調書作成事務
- (2) 企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
- (3) 投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
- (4) 不動産取引に関する支払調書作成事務
- (5) 報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
- (6) その他法令等に定める個人番号関係事務等

これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

## 5. 情報の管理・安全管理措置

お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

## 6. 情報の提供

ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。

- (1) あらかじめお客様の同意がある場合
- (2) 法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
- (3) ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
- (4) 個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
- (5) その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合

お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を

行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

## 7. 情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

## 8. 関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

## 9. コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

## 10. 個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

○個人情報の取扱いに関する相談窓口

ニッセイコールセンター

0120-201-021（通話料無料）

受付時間 月～金 9:00～18:00

土曜日 9:00～17:00

（祝日・12/31～1/3を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について

当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。

<お問合せ先>

一般社団法人生命保険協会 生命保険相談所

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp>

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ

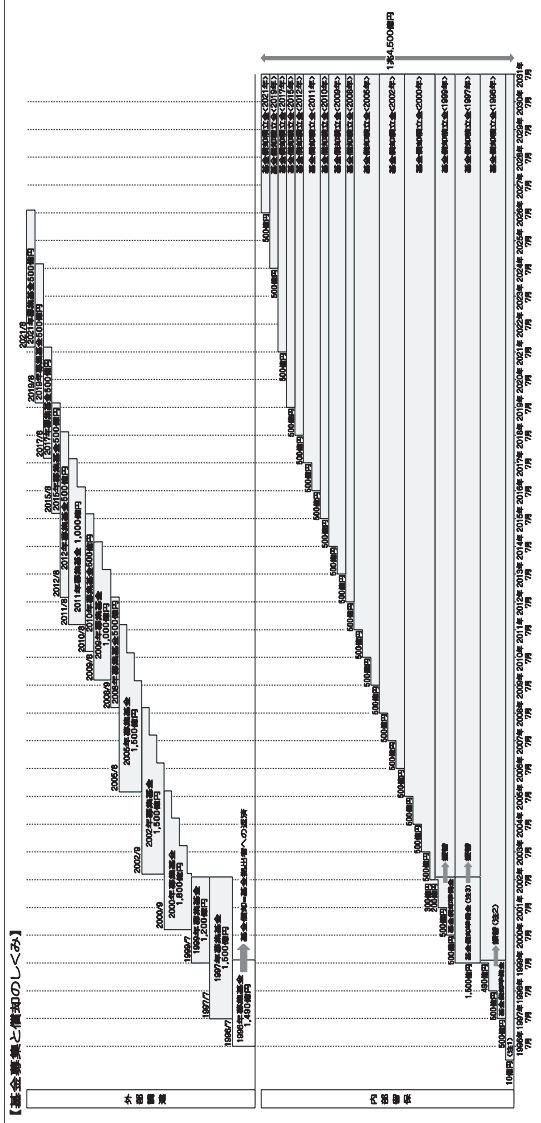
(<https://www.nissay.co.jp>)をご確認ください。

## ■「財産的基礎の充実」について

- 当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。
- 基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	2015年度	2017年度	2019年度	2021年度
①募集額	500億円	500億円	500億円	500億円
②償却期間	4年	4年	5年	5年
③金利	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)	市場実勢金利 (固定)

- これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は1兆4,500億円となっております。



- (注1) 保険業法に定める最低基金総額10億円。  
(注2) 保険業法第56条：基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積立てなければならぬ。  
基金償却の準備財源として任意積立金に基金償却積立金に基金償却時に基金償却積立金に振替えられる。  
(注3) 1999年度～2001年度決算に予定していた基金償却準備金1,500億円の積立てを前倒しで実施。

## ■相互会社運営について

### 相互会社

- 保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。
- 相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となり、「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

### 総代会の位置づけと運営

- 「総代会」は、保険業法に基づき、社員総会に代わるべき機関として設置され、社員の中から選出された「総代」により構成されます。これは、株式会社における株主総会に相当する位置づけにあり、定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等の審議と決議を行います。
- 社員は、総代会を傍聴することができます。お申込方法は、総代会開催前に、当社の各店頭に掲示するポスター、当社ホームページ(<https://www.nissay.co.jp>)にてお知らせします。
- (注) 傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。
  - ・社員のうち、前年度末において1年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。
  - ・総代会当日に、年齢が満18歳に達していること。
- 総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ (<https://www.nissay.co.jp>) にてご覧いただけます。

### 総代とその選出

#### (総代)

- 総代の任期は4年（重任限度は通算8年）です。
- 総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢等の面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

#### (総代の選出)

- 総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、「総代候補者選考委員会」が候

補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるように「社員投票」を実施する方式を採用しています。

- 具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。
  - ・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。
  - ・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の10%に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。(社員投票は、2年に1度実施しており、投票書類を全社員に送付します。)

## 社員の権利義務

- 社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。  
また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。
- 社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

## ニッセイ懇話会

- 「ニッセイ懇話会」は、広く全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービス等に関するご意見・ご要望をお伺いする場として、1975年以来、毎年開催しています。主なご意見・ご要望と、その対応については、総代会にも報告しています。
- ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

## 相互会社運営に関する意見等の申出方法

- 総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6  
日本生命保険相互会社 企画総務部

## ■お取扱いは勤務先との協定によります

- ご契約を大切にお守りするため事務の取扱いについて勤務先と当社で協定いたしております。事務上のお取扱事項は勤務先の規定によるほかこの協定に従って運営いたします。
- ご契約上のご連絡事項はすべて勤務先を経由してお願いいたします。また当社からのご連絡なども原則として勤務先を経由いたします。

- 非課税申告書の内容（氏名、住所、勤務先、賃金の支払者、非課税限度額）に変更があった場合には、速やかに変更申込書を提出願います。
- ご契約に関するご照会やご連絡の際には、契約コード、勤務先、氏名およびご住所を明記ください。



## ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（保障内容、保険金等をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすくご説明しております。

なお、「ご契約のしおり」では、「障害」を「障がい」と表記しています。（法律、政令、規則等の法令で用いられている用語については「障害」とそのまま表記する場合があります。）

# 「ご契約のしおり」もくじ

<b>主な保険用語のご説明</b> .....	18
<b>財形住宅貯蓄積立保険の特長としくみ</b> .....	20
1. 特長 .....	20
2. 生存給付金のお支払い .....	21
3. 災害死亡(災害高度障がい)保険金のお支払い .....	24
4. 死亡(高度障がい)給付金のお支払い .....	25
<b>ご契約から生存給付金のお支払いまで</b> .....	26
————— I. お 申 込 み —————	
1. ご契約者の範囲 .....	28
2. 受取人について .....	28
————— II. 保険料のお払込み —————	
1. 第1回保険料相当額が賃金から控除された 日からご契約の責任を開始します .....	29
2. 保険料のお払込み .....	29
3. お払込保険料の最高限度額 .....	30
4. 積立金のしくみ・元本割れ期間 .....	31
5. 事情の変更について .....	32
6. 社員配当金について .....	32
7. 積立金残高のご通知について .....	32
8. 財形持家融資制度を利用することができます .....	33
<b>A. 契約内容を変更したい時</b>	
1. 払込保険料額・保険期間の変更 .....	34
2. その他の変更 .....	34
<b>B. 退職される時等</b>	
1. 退職される場合 .....	35
2. 海外への転勤をされる場合 .....	36
3. 育児休業等を取得される場合 .....	37

### C. 保険金等のお支払いについて

- 1. 保険金・給付金のお支払い ..... 38
- 2. 保険金・給付金をお支払いできないことがあります ..... 38

### D. 解約の時

- 1. 解約について ..... 41
- 2. 要件違反による解約 ..... 42
- 3. 債権者等による解約について ..... 43

## Ⅲ. 住宅取得・増改築等時

- 1. 住宅取得・増改築等の取扱い ..... 44
- 2. 対象住宅等の要件 ..... 44
- 3. 生存給付金払出時の留意点 ..... 45
- 4. 生存給付金請求時の必要書類 ..... 46
- 保険金・給付金のお支払期限について ..... 49
- 保険金・給付金等請求の必要書類一覧表 ..... 50
- 税制上の提出書類 ..... 52

## 主な保険用語のご説明

定 款	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものです。
約 款	“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載したものです。
契 約 者	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権等）と義務（保険料支払義務等）を有する人をいいます。 この保険の場合は、勤労者財産形成促進法に定める勤労者に限ります。 (⇒28ページ参照)
被 保 険 者	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。 この保険の場合は、ご契約者と同一人となります。
受 取 人	保険金・給付金を受取る人のことをいいます。 (⇒28ページ参照)
契 約 者 証	この保険にご加入の証としてご契約者あてに発行するものです。
責 任 開 始 日	当社がご契約上の保障を開始する日をいいます。 この保険の場合は、第1回保険料相当額が賃金から控除された日となります。 (⇒29ページ参照)
契 約 日	保険期間の計算の基準日となる日をいいます。 この保険の場合は、上記の責任開始日を基準として勤務先単位で定まる日となります。
契 約 応 当 日	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日のことをいいます。

第1回保険料 相当額	当社がご契約の承諾をする前に賃金から最初に控除されたお金のことで、ご契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。
保 險 料	ご契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。
予 定 利 率	お払込保険料から、災害時のお支払いやご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分（積立金として積立てられる保険料）に付利される利率のことです。
積 立 金	将来の保険金等を支払うために、保険料の中から積立て、予定利率等が付利されたものをいいます。 表1「積立金額例表」にこの金額を例示しています。 (⇒93ページ参照)
社 員 配 当 金	決算により生じた剰余金からご契約者等に分配するお金をいいます。 (⇒32ページ参照)
返 戻 金	ご契約を解約された場合等、ご契約者にお払戻しするお金のことをいいます。 表2「返戻金額例表」にこの金額を例示しています。 (⇒94ページ参照)
差 益	生存給付金・返戻金および配当金のお支払合計額から払込保険料累計額を差引いたお金のことをいいます。
保険金・給付金	被保険者が死亡・所定の高度障がい状態になられたとき、または所定のお支払事由に該当したときに当社からお支払いするお金のことをいいます。

# 財形住宅貯蓄積立保険の特長としくみ

## 1. 特 長

- (1)所定の払出しの場合は、払込保険料累計額550万円までは差益<sup>※1</sup>に税金がかかりません。
- (2)万一の場合に備え、災害保障がついています。(⇒24ページ参照)  
災害により死亡・所定の高度障がい状態になられたときは、事故発生時における払込保険料累計額の5倍相当額が災害死亡（災害高度障がい）保険金として支払われます。
- (3)便利な天引貯蓄です。  
給与・賞与からの天引貯蓄ですので預入れの手間がかからず、確実に積立てることができます。
- (4)財形持家融資が受けられます。(⇒33ページ参照)  
マイホーム取得時等に所定の要件を満たしている場合は、財形持家融資が受けられます。
- (5)保険料や保険期間を変更できます。  
家族構成の変化やライフサイクルに応じ保険料や保険期間を変更することができます。

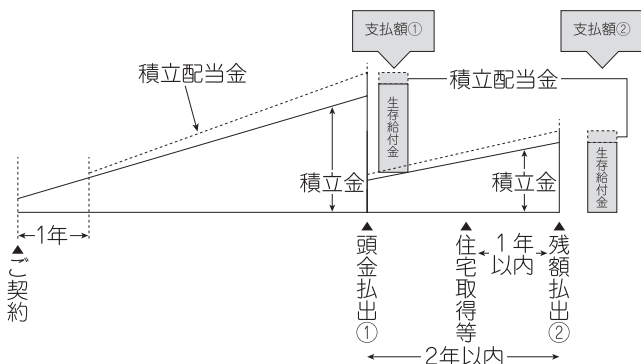
※1「主な保険用語のご説明」（19ページ）参照

## 2. 生存給付金のお支払い

約款第7条

### (1)住宅取得等の前に一部払出をご希望される場合

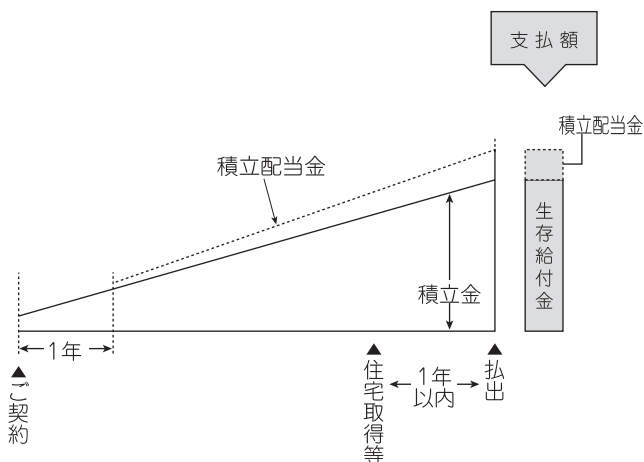
- ①ご契約者（被保険者）が、住宅の取得・増改築等の前にその資金に充てるため生存給付金を請求し、払出基準日（必要書類が当社に到着した日をいいます。ただし、事業主と当社の間にとりきめがある場合には、そのとりきめた日とします。）に被保険者（ご契約者）が生存しているときは、積立金・積立配当金の9割までをお支払いします。（ただし、お支払いする額は、当該住宅取得・増改築等に要する費用が限度となります。）
  - ②ご契約者（被保険者）が①の払出し後2年以内または住宅取得・増改築等の後1年以内のいずれか早い日までに、その資金に充てるため生存給付金を請求し、払出基準日に被保険者（ご契約者）が生存しているときは、積立金・積立配当金をお支払いします。（この場合、お支払いする額は、当該住宅取得・増改築等に要した費用から①の払出額を差引いた額が払出限度となります。）
- 住宅取得・増改築等の前に払出しを行う場合には、当該住宅取得・増改築等に伴う生存給付金のお支払いは、①と②のそれぞれ1回に限られます。
- ①の払出しを行った後、②の払出しが不要となった場合には、①の払出し後2年以内または住宅取得・増改築等の後1年以内のいずれか早い日までに、46・47ページに記載の必要書類をご提出ください。期限内にご提出がないときは、①の払出し後2年を経過した日に解約されたものとみなされ、課税扱となります。
- ⇒「継続取扱」（23ページ）をご覧ください。
- ②の払出しにより積立金・積立配当金の全部をお支払いした場合、ご契約は消滅いたします。



## (2)住宅取得等の前に払出しをせず取得後に払出しをご希望される場合

ご契約者（被保険者）が住宅の取得・増改築等の後1年以内にその資金に充てるため生存給付金を請求し、払出基準日（必要書類が当社に到着した日をいいます。ただし、事業主と当社の間にとりきめがある場合には、そのとりきめた日とします。）に被保険者（ご契約者）が生存しているとき、積立金・積立配当金の全部または一部をお支払いします。（ただし、お支払いする額は当該住宅取得・増改築等に要する費用が払出限度となります。）

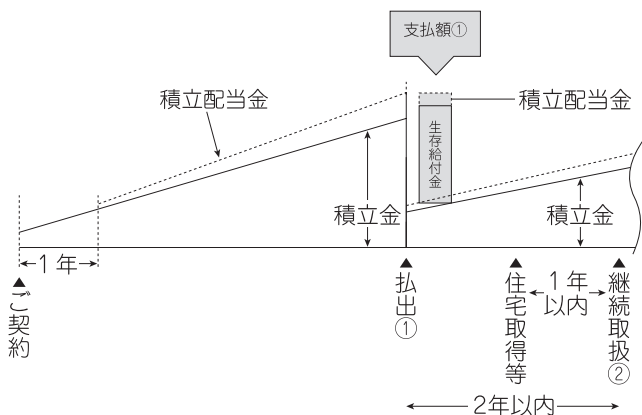
- 住宅取得・増改築等の後の払出しの場合には、当該住宅取得・増改築等に伴う生存給付金のお支払いは1回に限られ、2回以上に分けてお支払いすることはできません。
- 積立金・積立配当金の全部をお支払いした場合、ご契約は消滅いたします。
- 生存給付金の払出しを行った後、積立金・積立配当金に残額があるときのお取扱いについては、「継続取扱」（23ページ）をご覧ください。





## 継続取扱

- ①住宅の取得・増改築等の前にその資金に充てるため生存給付金を請求された場合に限り、払出基準日に被保険者（ご契約者）が生存されているとき、積立金・積立配当金の9割まで、かつ、当該住宅の取得等に要する費用を上限としてお支払いします。
  - ②①の払出後2年以内または住宅取得・増改築等の後1年以内のいずれか早い日までに継続取扱の手続きをされますとご契約を継続することができます。
- 生存給付金の払出しを行った後、ご契約の積立金・積立配当金に残額があるときは、引続き保険料をお払込みいただくことにより、ご契約を継続することができます。継続をご希望の場合、払出後2年以内または住宅取得・増改築等の後1年以内のいずれか早い日までに、必要書類(46・47ページを参照ください)を当社にご提出ください。



### 3. 災害死亡(災害高度障がい) 保険金のお支払い

約款第8・9・11条

被保険者(ご契約者)が責任開始日以後に発生した約款「別表2」に定める「急激かつ偶発的な外来の事故」を直接の原因として、その事故が発生した日からその日を含めて180日以内の保険期間中に死亡または所定の高度障がい状態になられたときは、事故発生時の払込保険料累計額(※)の5倍相当額を災害死亡(災害高度障がい)保険金としてお支払いします。

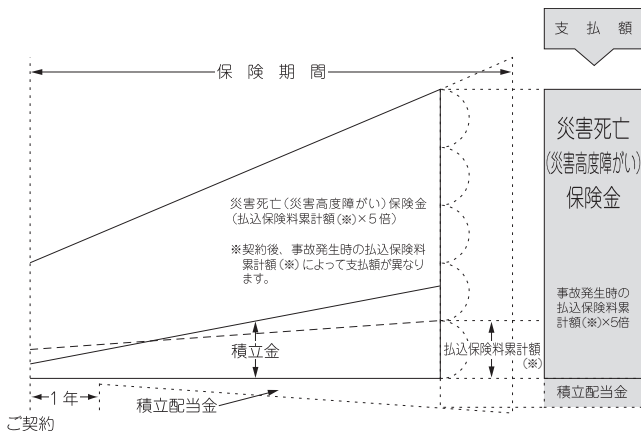
○上記お支払事由のほか、責任開始日以後に発病した約款所定の感染症により保険期間中に被保険者が死亡されたときも災害死亡保険金をお支払いします。

⇒約款「別表3 災害死亡保険金の支払対象となる感染症」(89ページ)をご覧ください。

ただし、保険金をお支払いできない場合があります。

⇒「保険金・給付金をお支払いできないことがあります」(38～40ページ)をご覧ください。

○災害高度障がい保険金をお支払いしたときは、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。

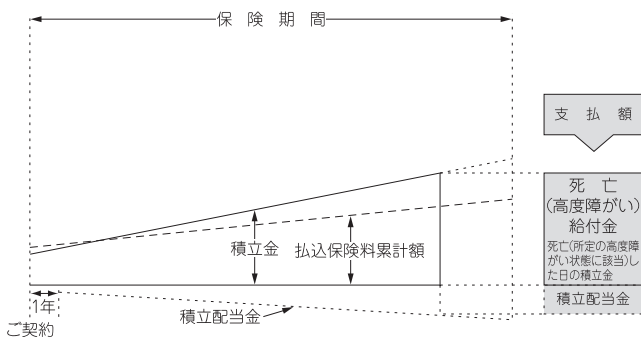


※積立金の一部に相当する生存給付金が支払われた場合、支払われた生存給付金に対応する保険料の合計額を差引いた金額となります。

## 4. 死亡(高度障がい)給付金のお支払い 約款第12・13条

被保険者(ご契約者)が、保険期間中に、死亡または責任開始日以後の傷害もしくは疾病によって所定の高度障がい状態になられたときは、災害死亡(災害高度障がい)保険金をお支払いする場合を除き、死亡(所定の高度障がい状態になられた)日における積立金を死亡(高度障がい)給付金としてお支払いします。

○高度障がい給付金をお支払いしたときは、所定の高度障がい状態になられたときにさかのぼってご契約は消滅します。



# ご契約から生存給付金のお支払いまで

## I. お申込み

商品内容をご確認のうえ、お申込みいただきます。

○全金融機関をとおして1人1契約のみのご加入となります。

## II. 保険料のお払込み

保険料のお払込みにより住宅取得等の資金を積立てます。  
また、災害による死亡等にも備えます。

⇒29～43ページをご覧ください。

### A. 契約内容を変更したい時

■お手続きが必要です。

⇒34ページをご覧ください。

### B. 退職される時等

■お手続きが必要です。

⇒35～37ページをご覧ください。

### C. 保険金等のお支払いについて

■保険金・給付金をお支払いします。

⇒38～40ページをご覧ください。

### D. 解約の時

■解約返戻金をお支払いします。

⇒41～43ページをご覧ください。

### Ⅲ. 住宅取得・増改築等時

住宅の取得・増改築等に際しご請求にしたがい積立金・積立配当金を払出します。

■お手続きが必要です。

⇒44～47ページをご覧ください。

### Ⅳ. 満期

自動延長となります。

■お申込みの際に定めた保険期間の満了時までには積立金の全部に相当する住宅の取得・増改築等による生存給付金のお支払いの請求がない場合には、保険期間を最長40年まで自動的に1年延長します。ただし、保険期間満了時における年齢は、満85歳を超えることはできません。

# I. お申込み

## 1. ご契約者の範囲

約款第1条

ご加入いただける方は、満15歳以上満55歳未満の勤労者です。

○次の方は対象になりませんのでご注意ください。

- ・一般企業の代表権または業務執行権を有する社長および役員。ただし兼務役員（たとえば部長職兼務）の場合は対象となります。
- ・個人経営の事業主
- ・市町村長等、公選によりその職につく方。および各種法人・団体・組合の代表者、理事長。
- ・家内労働者、家族従業員。
- ・長期間にわたる積立てができない方。
- ・委託、嘱託等で雇用関係がなく、報酬等が事業所得の方。

## 2. 受取人について

約款第1・16・17・18・19条

(1)生存給付金・災害高度障がい保険金・高度障がい給付金の受取人は被保険者（ご契約者）とし、変更することはできません。

(2)災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある方を除きます。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある方とします。（同一順位の受取人が2人以上の場合の受取割合は均等割合となります。）

ただし、ご契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金のお支払事由が生じるまでは、所定の手続きにより、受取人を指定・変更し、また法律上有効な遺言により、受取人を変更することができます。

○死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が受取人の故意によるときは、死亡給付金の受取人（受取人のうち一部の受取人の故意によるときは、その部分の死亡給付金の受取人）は被保険者の法定相続人（2人以上の場合の受取割合は法定相続割合）とします。

## II. 保険料のお払込み

### 1. 第1回保険料相当額が賃金から控除された日からご契約の責任を開始します

約款第2条

お申込みいただいたご契約を当社がお引受けすることを承諾した場合には、勤務先がご契約の第1回保険料に相当する金額をご契約者に支払う賃金から控除した日からご契約の責任を開始します。

#### 税制上の取扱い

お申込みいただいた保険料は、生命保険料控除の対象になりません。

### 2. 保険料のお払込み

約款第4・23条

- (1)保険料は、勤務先でご契約者の毎月（または毎賞与時）の賃金から控除していただいたうえで、勤務先がご契約者に代わってお払込みいただきます。（賃金控除等所定の方法以外では法令違反となり、お払込みいただくことはできません。）
- (2)保険料は、毎月・毎賞与時に定期的にお払込みいただくことが必要です。

#### ○保険料払込中断について

保険料のお払込みはいつでも中断することができます。ただし、最後に保険料が払込まれた日から2年を経過する日までに保険料のお払込みを再開されない場合は解約となります。その場合は課税扱となります。

- ⇒「海外への転勤をされる場合」(36ページ)
  - 「育児休業等を取得される場合」(37ページ)
- をあわせてご覧ください。

### 3. お払込保険料の最高限度額

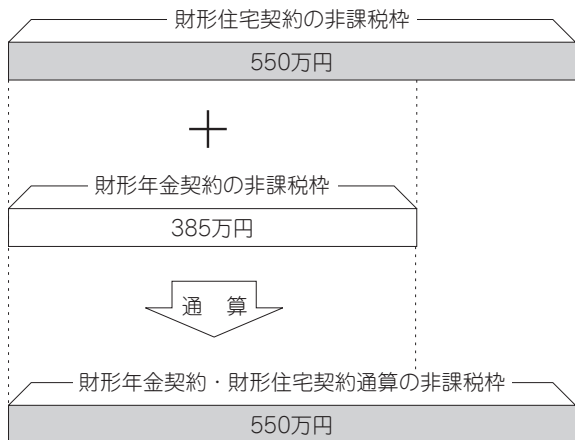
約款第30条

お払込保険料は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書でご契約者が申告した最高限度額までです。

もし、途中で最高限度額を超える場合は、その後の保険料のお払込みはできません。お払込みがあってもお返しすることになります。

最高限度額を変更される場合には、財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書を提出ください。

- 生命保険の財形住宅の非課税枠は、払込限度額方式（お払込保険料の合計を元本とする方式）で550万円までです。（なお、財形としての非課税枠は、財形年金契約および財形住宅契約を通算して550万円までです。）





## 4. 積立金のしくみ・元本割れ期間

お払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、災害時のお支払いや、ご契約の維持運営に充てられる経費を控除した保険料部分に予定利率（年0.7%）<sup>\*1</sup>が付利されて積立てられます。

このため、ご契約から一定期間は積立金が払込保険料累計額を下回る、いわゆる元本割れの状態となります。

- ・例えば、毎月払のみによるお払込みの場合、ご契約後23カ月間は元本割れとなります。
  - 賞与払保険料との併用または毎月払保険料額に変更がある場合等では元本割れ期間は23カ月より長くなることもあります。
  - 一部払出をされた場合、再度元本割れが発生することがあります。
  - ⇒「表1 積立金額例表」<sup>\*2</sup>（93ページ）を参照ください。
  - 他の金融機関から退職・転職等に伴う預替え等を行った場合、預替え等から一定期間、積立金額は預替え時の元本を下回ります。

### ※ 1 予定利率等の変更について

約款第37条（事情の変更）により、積立金等の計算の基礎（予定利率等）を変更することがあります。

⇒「事情の変更について」（32ページ）をあわせてご覧ください。

### ※ 2 「積立金額例表」記載の積立金の変動性について

「積立金額例表」記載の積立金の数値は、予定利率年0.7%（2023年11月現在）がそのまま推移したと仮定して計算したものです。

したがって、実際の積立金は今後の金利水準等により変動することがありますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

## 5. 事情の変更について

約款第37条

- ・ 当社は、金利水準の低下その他著しい経済変動等この保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法およびその関係法令の改正により特に必要があると認めたときは、主務官庁の認可を得て、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎（予定利率等）を将来に向かって変更することがあります。
- ・ したがって、将来の積立金の数値は確定しているものではなく、予定利率等の変更により、変動することがあります。
- ・ また、普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2カ月前までにご契約者にその旨を通知します。

## 6. 社員配当金について

約款第32条

- (1)配当金のご契約後2年目から積立てを開始します。
- (2)毎年の配当金は、年単位の契約応当日から所定の利率により計算した利息をつけて積立て、（利率は金利水準等により変動することがあります。利率については当社ホームページを参照ください。）「生存給付金」等のお支払いの際にあわせてお支払いします。
- (3)配当金のみのお支払いはできません。

### ○社員配当金の変動性について

毎年の配当金額は、それぞれの積立時期の前年度決算により決定しますので、金利水準等により変動しゼロとなることもあります。

## 7. 積立金残高のご通知について

当社は年1回以上勤務先を経由してご契約者に「積立金残高通知書」を送付し、その時点での積立金残高をお知らせします。

## 8. 財形持家融資制度を利用することができます

この保険に加入した場合には、勤労者財産形成促進法第9条、第10条および第15条の規定に基づく財形融資制度を利用することができます。

### 財形持家融資

持家の取得に際し、独立行政法人勤労者退職金共済機構から勤務先等を通じて（公務員の場合は独立行政法人勤労者退職金共済機構から共済組合等を通じてまたは共済組合等から）または独立行政法人住宅金融支援機構もしくは沖縄振興開発金融公庫から融資が受けられます。

お手続き等につきましては勤務先の財形事務担当者、独立行政法人勤労者退職金共済機構、独立行政法人住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫、共済組合等または財形融資業務の取扱金融機関にお問合せください。

なお、個人融資の場合の資格の有無の判定および貸付限度額の決定の基準となる「預貯金等の額」とは、この保険の場合、責任準備金相当額と社員配当金（これに付される利息を含みます）の合計額をいいます。

## A. 契約内容を変更したい時

次の場合は必ず所定のお手続きを行ってください。

### 1. 払込保険料額・保険期間の変更

約款第34・35条

保険期間中であれば、いつでも払込保険料額・保険期間を変更することができます。

#### (1) 払込保険料額の変更

1,000円単位で増額または減額できます。

#### (2) 保険期間の変更

5～40年の範囲で、年単位で延長（または短縮）することができます。ただし、保険期間満了の日における年齢は、満85歳を超えることはできません。

### 2. その他の変更

次の内容に変更が生じた場合には、当社を經由して税務署への申告が必要ですので、必ず所定の用紙にて変更手続きを行ってください。

※「退職される場合」（35ページ）・「海外への転勤をされる場合」（36ページ）・「育児休業等を取得される場合」（37ページ）をあわせてご覧ください。

#### (1) 「財産形成非課税住宅貯蓄申告書」で申告した最高限度額（当社に申告されている分）

#### (2) ご契約者の氏名

#### (3) ご契約者の住所（約款第36条）

（注）住所変更の手続きが行われなかった場合、当社が知った最後の住所あてに発した通知は、ご契約者に到着したものとみなします。

#### (4) 勤務先

ご契約者の賃金の支払事務を行っている事務所、事業所等のことをいいます。

#### (5) 賃金の支払者

ご契約者の賃金の源泉徴収・納税事務を行っているところをいいます。

## B. 退職される時等

### 1. 退職される場合

約款第24・27条

(1)退職日から2年以内に転職され次の手続きをされた場合には、ご契約を継続することができます。

○新しい勤務先が当社の財形住宅制度を採用している場合  
「財産形成非課税住宅貯蓄勤務先異動申告書」を新しい勤務先を経由して当社へご提出のうえ、保険料のお払込みを再開する必要があります。

○新しい勤務先が財形住宅制度は採用しているが、当社とのお取引がない場合

新しい勤務先のお取引金融機関と新たにご契約いただき「転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」等をご提出された場合、当社のご契約の解約返戻金・積立配当金を新たなご契約に承継することができます。

(2)退職または役員昇格（兼務役員\*を除く）されることにより、その後の保険料のお払込みができなくなる場合、退職（役員昇格）された日から2年以内に、ご契約を解約いただくこととなります。

※役員は、一般には財形法上の勤労者にはあたりませんが、代表権、業務執行権をもたない役員で工場長、部長等の職を兼務し賃金を受けていればご契約を継続することができます。

⇒住宅取得等の予定のある方は、Ⅲ.住宅取得・増改築等時 3.生存給付金払出時の留意点（45ページ）をご覧ください。

## 2. 海外への転勤をされる場合

約款第23・24条

(1) 次の場合ご契約は継続することができます。

(ただし、海外転勤中は保険料のお払込みは、中断いただきます。)

- ・ 海外転勤後も、現在の勤務先との間に雇用関係が継続し国内において賃金の支払いを受けていること。
- ・ 海外転勤期間は7年以内であること。

(2) 上記以外の場合および以下の手続きを行わなかった場合は、非課税の適用は受けられず解約いただくこととなります。

### 手続きの方法

- ① 出国前に「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」(国内勤務申告書)を必ず提出ください。
- ② 国内勤務に変わられたら、国内勤務されることとなった日から2カ月以内に「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」(国内勤務申告書)を必ず提出ください。保険料のお払込みを再開いただくことができます。

### 3. 育児休業等を取得される場合

約款第23条

- (1) 3歳未満の子に係る育児休業等を取得される場合は、「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」(※)(以下、「育児休業等申告書」といいます。)を提出されることにより、育児休業等が2年を超えるときも、ご契約を継続することができます。(ただし、育児休業等の期間中は保険料のお払込みは中断いただきます。)
- (2) 育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みが再開されない場合は、非課税の適用は受けられず解約いただくこととなります。

※育児休業等を取得される方すべてに提出義務があるものではありません。中断期間が2年を超えないかぎり、保険料のお払込みは任意に中断いただけます。(「保険料のお払込み○保険料払込中断について(29ページ)」をご覧ください。)ただし、育児休業等の開始日以降に「育児休業等申告書」を提出いただくことはできないため、育児休業等が延び中断期間が2年を超える場合はご契約を解約いただくこととなります。育児休業等の期間や給与の支給状況を勘案いただき、必要に応じてお手続きください。

#### 手続きの方法

- ① 「育児休業等申告書」を必ず育児休業等開始日前に提出ください。
- ② 「育児休業等申告書」を提出後、育児休業等の期間を変更される場合、変更前、変更後の育児休業等の終了日のいずれか早い日までに「育児休業等期間変更申告書」を提出ください。
- ③ 「育児休業等申告書」を提出後、新たに別の子に係る育児休業等を取得される場合、申告いただいているお子様の育児休業等の終了のための「育児休業等期間変更申告書」と、別の子の育児休業等取得のための「育児休業等申告書」を別の子の育児休業等開始日前に提出ください。
- ④ 育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みを再開ください。

## C. 保険金等のお支払いについて

### 1. 保険金・給付金のお支払い 約款第8・9・12・13条

被保険者（ご契約者）が死亡または責任開始日以後の傷害もしくは疾病によって所定の高度障がい状態になられたときには、災害死亡（災害高度障がい）保険金または死亡（高度障がい）給付金をお支払いします。

⇒「災害死亡（災害高度障がい）保険金のお支払い」（24ページ）または、「死亡（高度障がい）給付金のお支払い」（25ページ）をご覧ください。

⇒「受取人について」（28ページ）をご覧ください。

⇒「受取時の税務処理」（48ページ）をご覧ください。

### 2. 保険金・給付金をお支払いできないことがあります

#### (1) **免責事由に該当した場合** 約款第11条

次のいずれかによって災害死亡保険金または災害高度障がい保険金のお支払事由が生じても、保険金をお支払いすることはできません。なお、この場合には、死亡給付金または高度障がい給付金をお支払いします。

- ①被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②災害死亡保険金については、その受取人の故意または重大な過失によるとき（ただし、その方が災害死亡保険金の一部の受取人である場合には、その残額を他の受取人にお支払いします。）
- ③被保険者の犯罪行為によるとき
- ④被保険者の精神障がいまたは泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- ⑤被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- ⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ⑦戦争その他の変乱、地震、噴火または津波によるとき（ただし、死亡または所定の高度障がい状態になられた方の数によっては、災害死亡保険金または災害高度障がい保険金の全額またはその金額を削減してお支払いすることがあります。）



- (2) 保険給付の原因となる傷病や急激かつ偶発的な外来の事故等が責任開始時前に生じている場合

責任開始時前の傷病や急激かつ偶発的な外来の事故等を原因とする場合には、災害死亡保険金、災害高度障がい保険金または高度障がい給付金をお支払いすることはできません。なお、災害死亡保険金をお支払いできない場合は、死亡給付金をお支払いします。

- (3) 詐欺による取消の場合 約款第28条

ご契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められるためにご契約を当社が取消した場合は、保険金または給付金をお支払いすることはできません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

- (4) 不法取得目的による無効の場合 約款第29条

ご契約締結の状況、ご契約の成立後の保険金の請求の状況等から、ご契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもってご契約の締結をされたものと認められるためにご契約が無効とされた場合は、保険金をお支払いすることはできません。

この場合、すでにお払込みいただいた保険料は払戻しません。

- (5) 重大事由による保険契約の解除の場合 約款第22条

次の①から⑤の事由に該当した場合、当社にご契約を解除することがあります。この場合、保険金または給付金をお支払いすることはできず、ご契約者に返戻金をお支払いします。

ただし、④の事由にのみ保険金または給付金の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金または給付金の受取人のうちの一部の保険金または給付金の受取人が④の事由に該当したときに限り、保険金または給付金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金または給付金を除いた額を、他の保険金または給付金の受取人にお支払いします。この場合、④の事由に該当した一部の保険金または給付金の受取人にお支払いすることとなっていた保険金または給付金に対応する返戻金を、ご契約者にお支払いします。

①死亡給付金の受取人が、死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目

的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき

- ②ご契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、このご契約の災害死亡保険金、災害高度障がい保険金または高度障がい給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をしたとき
- ③このご契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があったとき
- ④ご契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、反社会的勢力（\* 1）に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係（\* 2）を有していると認められるとき
- ⑤上記①から④のほか、当社のご契約者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約の存続を困難とする上記①から④と同等の重大な事由があるとき

- \* 1 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。
- \* 2 反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。

## D. 解約の時

### 1. 解約について

約款第23・26条

ご契約はいつでも解約することができます。  
解約された場合、その時点での返戻金・積立配当金をお支払いし、差益<sup>\*1</sup>に対して源泉分離課税されます。  
なお、租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合は非課税です。

(注)ご契約後23カ月以内における積立金は、払込保険料累計額より少ない金額になります。

⇒「積立金のしくみ・元本割れ期間」(31ページ)をあわせてご覧ください。

ご契約後23カ月以内における返戻金は解約控除が適用されるため、積立金より少ない金額になります。

⇒「表2返戻金額例表」<sup>\*2</sup>(94ページ)を参照ください。

※ 1 「主な保険用語のご説明」(19ページ)参照

※ 2 「返戻金額例表」記載の返戻金の変動性について

「返戻金額例表」記載の返戻金の数値は、予定利率年0.7%(2023年11月現在)がそのまま推移したと仮定して計算したものです。

したがって、実際の返戻金は今後の金利水準等により変動することがありますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

## 2. 要件違反による解約

約款第23・24・26条

以下の場合には約款上要件違反となり、ご契約者によって解約されたものとみなします。

この場合、解約されたものとみなした時点での返戻金・積立配当金をお支払いし、源泉分離課税されます。

(1)住宅取得等の前に生存給付金を払出し、2年以内または住宅取得等の後1年以内のいずれか早い日までの間に必要書類の提出がなかったとき

生存給付金の払出しを行った日から2年を経過した時点でご契約者によって解約されたものとみなします。

⇒「生存給付金請求時の必要書類」(46・47ページ)をご覧ください。

(2)保険料が払込まれないまま2年が経過したとき

その時点でご契約者によって解約されたものとみなします。

⇒「保険料払込中断について」(29ページ)をご覧ください。

(3)ご契約者が退職、転任、その他の理由によって勤労者でなくなった(役員への昇格も含む)とき

そのときから2年を経過した時点でご契約者によって解約されたものとみなします。(ただし、2年経過日までに新しい勤務先からの賃金控除により保険料のお払込みがあった場合等にはご契約を継続することができます。)

⇒「退職される場合」(35ページ)をご覧ください。

(4)次のいずれかに該当したとき

該当日から1年を経過した時点でご契約者によって解約されたものとみなします。

① 海外転勤中に国内において賃金の支払いを受けなくなったとき

② 出国日から7年以内に国内勤務にならなかったとき

③ 国内勤務後2カ月以内に「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」(国内勤務申告書)を提出しなかったとき

⇒「海外への転勤をされる場合」(36ページ)をご覧ください。

(5)育児休業等の取得時に「育児休業等申告書」を提出することにより保険料払込を中断された場合で、育児休業等終了日直後に迎える賃金控除日に保険料のお払込みが再開されなかったとき

育児休業等終了日の翌日にご契約者によって解約されたも

のとみなします。

⇒「育児休業等を取得される場合」(37ページ)をご覧ください。

### 3. 債権者等による解約について

約款第25・26条

ご契約者の差押債権者、破産管財人等（以下、「債権者等」といいます。）によるご契約の解約は、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1カ月を経過した日に効力を生じます。

#### ■災害死亡保険金および死亡給付金の受取人によるご契約の存続について

○ご契約者の債権者等が解約の通知を行った場合でも、解約が通知された時において、以下のすべてを満たす災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、ご契約を存続させる権利があります。

- ・ご契約者の親族であること
- ・ご契約者でないこと

○災害死亡保険金および死亡給付金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の通知が当社に到着した日の翌日からその日を含めて1カ月以内に、以下のすべての手続きを行う必要があります。

- ①ご契約者の同意を得ること
- ②解約の通知が当社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
- ③上記②について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

### Ⅲ. 住宅取得・増改築等時

#### 1. 住宅取得・増改築等の取扱い 約款第7条

ご契約者（被保険者）が、住宅の取得または増改築等の資金にあてるために、必要書類を提出された場合、払出基準日に被保険者（ご契約者）が生存しているとき、取得等に要する費用を上限として、積立金・積立配当金の全部または一部をお支払いします。

⇒「生存給付金のお支払い」（21ページ）をご覧ください。

#### 2. 対象住宅等の要件

非課税で払出すことができる住宅の要件は、次のとおりです。

(1)取得する住宅の法令上の要件（2023年11月現在）

- ① ご契約者の登記上自己名義であり、かつご契約者（一定の要件を満たす場合には、ご契約者の配偶者または扶養親族）が居住する住宅
- ② 床面積が50㎡以上であること。  
（令和5年12月31日までに建築確認を受けた、新築住宅または建築後使用されたことがない住宅については、床面積が40㎡以上であること）
- ③ 中古住宅の場合は、昭和57年1月1日以降に建築された住宅であること。ただし、昭和56年12月31日以前に建築された住宅であっても、「耐震基準適合証明書」等の提出がある場合は、築後年数は問われません。

(2)増改築等の法令上の要件（2023年11月現在）

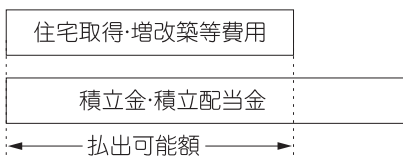
- ① ご契約者が増改築等の工事着工時点で登記上自己名義であり、かつご契約者（一定の要件を満たす場合には、ご契約者の配偶者または扶養親族）が居住する住宅
- ② 増築、改築または建築基準法に定める大規模修繕もしくは大規模の模様替等であること。
- ③ 工事費用が75万円超であること。
- ④ 増改築等の対象となる住宅の床面積が50㎡以上であること。
- ⑤ 工事部分に居住用以外の部分がある場合、居住用部分の工事費用が全体の工事費用の1/2以上であること。

#### 【ご注意】

財形関係法令の改正により、要件が変更となることがありますので相談窓口（95ページ）へお問合せください。

### 3. 生存給付金払出時の留意点

- お払込みいただいた保険料は預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、その一部は不慮の事故等による保険金のお支払いに、また一部は運営に必要な経費等に充てられるしくみになっております。このため、ご契約後23カ月以内（毎月払のみによるお払込みの場合）にご請求されますと、生存給付金は払込保険料累計額を下回る、いわゆる元本割れの状態となります。  
⇒「積立金のしくみ・元本割れ期間」（31ページ）をご覧ください。
- 住宅取得等が目的であるが、対象住宅等の要件を満たさない払出しの場合は非課税での払出しはできません。
- 財形住宅貯蓄積立保険の生存給付金の払出しは、登記上自己名義となっている住宅の取得等に充当することが要件となっていますので、自己名義以外の住宅の取得等に充当することは適格な払出しとはなりません。共有名義であれば、自己名義割合の費用が払出し対象となります。  
※土地、非居住部分（車庫・店舗等）等、住宅以外の部分に対する費用は払出し対象外となります。
- 払出額は、住宅の取得・増改築等に要した費用を限度とします。  
したがって、積立金・積立配当金が住宅の取得・増改築等に要した費用を上回っている場合は、所定のお手続きをすることにより払出後のご契約は継続します。  
また、積立金・積立配当金の全部を払出した場合には、ご契約は消滅いたします。



- 退職等の日から1年を経過した日以後に住宅取得等を目的とした払出しを行う場合は課税扱となります。（ただし退職等の日から2年以内に「勤務先変更」または「転職承継等」の手続きをされた後の払出しを除きます。）

## 4. 生存給付金請求時の必要書類

(以下の必要書類以外の提出をお願いすること、または以下の必要書類の一部を省略してお取扱いすることがありますので、生存給付金請求時は相談窓口（95ページ）へお問合せください。)

	支払請求内容	必要書類	提出時期
住 宅 取 得	(1)住宅取得等の頭金として請求する場合（一部払出）	①支払請求書 ②受取人の印鑑証明書※1 ③住宅の工事請負契約書（写） または売買契約書（写）	○住宅取得等の前
	(2)住宅取得等の後、その資金にあてるため請求する場合（全部払出）	①支払請求書 ②受取人の印鑑証明書※1 ③住宅の工事請負契約書（写） または売買契約書（写） ④住宅の登記事項証明書（写）※2 ⑤住民票 ※1	○住宅取得等の後1年以内 ○一部払出日から2年以内 または住宅取得等の日の後1年以内のいずれか早い日まで
	(3)住宅取得等の後、継続取扱を申請する場合（積立金残高が費用を上回っている場合）	①財形住宅貯蓄積立保険「一部払出後の継続取扱」申請書 ②受取人の印鑑証明書※1 ③住宅の工事請負契約書（写） または売買契約書（写） ④住宅の登記事項証明書（写）※2 ⑤住民票 ※1	○一部払出日から2年以内または住宅取得等の日の後1年以内のいずれか早い日まで

※1 発行日から3カ月以内のものをご提出ください。

※2 発行日から6カ月以内のものをご提出ください。



住宅・増改築等	支払請求内容	必要書類	提出時期
	(4)住宅増改築等の前にその資金として請求する場合（一部払出）	①支払請求書 ②受取人の印鑑証明書※1 ③住宅の増改築等の工事請負契約書（写）	○住宅増改築等の工事の前
	(5)住宅増改築等の後、その資金にあてるために請求する場合（全部払出）	①支払請求書 ②受取人の印鑑証明書※1 ③住宅の増改築等の工事請負契約書（写） ④住宅の登記事項証明書（写）※2 ⑤住民票※1 ⑥建築基準法に定める建築物の確認済証（写） または、検査済証（写） または、建築士等の増改築等工事証明書（写） ただし、増改築等に係る費用が75万円超100万円以下の場合 は、増改築等工事完了届（建築士の証明不要）でも可	○住宅増改築等の後1年以内  ○一部払出日から2年以内または住宅増改築等の日の後1年以内のいずれか早い日まで
	(6)住宅増改築等の後、継続取扱を申請する場合（積立金残高が費用を上回っている場合）	①財形住宅貯蓄積立保険「一部払出後の継続取扱」申請書 ②受取人の印鑑証明書※1 ③住宅の増改築等の工事請負契約書（写） ④住宅の登記事項証明書（写）※2 ⑤住民票 ※1 ⑥建築基準法に定める建築物の確認済証（写） または、検査済証（写） または、建築士等の増改築等工事証明書（写） ただし、増改築等に係る費用が75万円超100万円以下の場合 は、増改築等工事完了届（建築士の証明不要）でも可	○一部払出日から2年以内または住宅増改築等の日の後1年以内のいずれか早い日まで

※1発行日から3カ月以内のものをご提出ください。

※2発行日から6カ月以内のものをご提出ください。

## 受取時の税務処理

- (1)生存給付金…………… 非課税
- (2)解約…………… 源泉分離課税
- (3)死亡・災害死亡…………… 相続税\*
- (4)高度障がい・災害高度障がい…………… 非課税

※災害死亡保険金をご遺族が受取られる場合、相続税法上法定相続人について、一定の金額が非課税となることがあります。ただし、死亡給付金については非課税の取扱いはありません。

○2023年11月現在の税制・関係法令等に基づき税務の取扱い等について記載しております。

今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務取扱いについては、所轄の国税局・税務署や税理士等にご確認ください。

○生存給付金支払後5年以内に要件違反があった場合生存給付金を非課税でお支払いした場合でも、支払日から5年以内に要件違反となったときは、支払日にさかのぼって源泉分離課税されます。

(要件違反の例)

- ・住宅取得の予定で積立金額の9割に相当する生存給付金を受取ったが、その後住宅を取得せず、2年以内に必要書類の提出をしなかった。
- ・増築を行い、必要書類を提出して生存給付金を受取ったが、増築費用が積立金額を下回ったため残高が残り契約は継続となった。その後5年以内に別の目的のために解約した。

—次の場合には非課税となります—

租税特別措置法施行令に定める災害等の事由が生じたことにより、税務署長の確認を受け、当該災害等の事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までに解約される場合。

## ■保険金・給付金のお支払期限について

保険金または給付金のご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到着した日（\*1）の翌日からその日を含めて5営業日以内（\*2）に保険金または給付金をお支払いします。ただし、当社に提出された書類だけでは確認ができない場合は次のとおりとします。

	保険金または給付金をお支払いするために確認等が必要な場合	支払期限
①	<p>保険金または給付金をお支払いするために確認が必要な次の場合（以下②に該当しない場合）</p> <p>ア. 保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合</p> <p>イ. 災害死亡保険金または災害高度障がい保険金を支払わない場合に該当する可能性がある場合</p> <p>ウ. 死亡給付金の支払事由発生が死亡給付金の受取人の故意に基づく可能性がある場合</p> <p>エ. 告知義務違反に該当する可能性がある場合</p> <p>オ. 重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合</p>	<p>請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日からその日を含めて45日以内（*2）にお支払いします。</p>
②	<p>上記①の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合</p> <p>ア. 弁護士法に基づく照会その他の法令に基づく照会が必要な場合</p> <p>イ. 刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合（上記①の「イ」「ウ」および「オ」の確認を行う場合のみ）</p> <p>ウ. 日本国外における確認が必要な場合</p>	<p>請求書類が当社に到着した日（*1）の翌日からその日を含めて180日以内（*2）にお支払いします。</p>

\* 1 請求書類が当社に到着した日とは、完備された請求書類が当社に到着した日をいいます。

ただし、生存給付金については払出基準日とします。

\* 2 お支払期限を超えて保険金または給付金をお支払いする場合は、所定の利息をお付けしてお支払いします。

※上記①②の確認等に際し、ご契約者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかったとき（当社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。）は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金をお支払いしません。

## ■保険金・給付金等請求の必要書類一覧表

以下の必要書類以外の提出をお願いすること、または以下の必要書類の一部を省略してお取扱いすることがありますので、保険金・給付金等請求時は相談窓口（95ページ）へお問合せください。

### (1)保険金・給付金等請求の必要書類

支払請求内容	必 要 書 類
生存給付金	46・47ページをご覧ください。
解約返戻金	①当社所定の請求書 ②保険契約者の戸籍謄(抄)本※ ③保険契約者の印鑑証明書※
災害死亡保険金	①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 ③急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類 ④被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍謄(抄)本）※ ⑤災害死亡保険金の受取人の戸籍謄(抄)本※ ⑥災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書※
災害高度障がい保険金	①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の診断書 ③急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類 ④被保険者の戸籍謄(抄)本※ ⑤被保険者の印鑑証明書※
死亡給付金	①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書 ③被保険者の住民票（ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍謄(抄)本）※ ④死亡給付金受取人の戸籍謄(抄)本※ ⑤死亡給付金受取人の印鑑証明書※
高度障がい給付金	①当社所定の請求書 ②当社所定の様式による医師の診断書 ③被保険者の戸籍謄(抄)本※ ④被保険者の印鑑証明書※

※発行日から3カ月以内のものをご提出ください。

## (2)その他の請求の必要書類

請求内容	必 要 書 類
災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更	①当社所定の請求書 ②保険契約者の印鑑証明書※
遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更	①当社所定の請求書 ②保険契約者の死亡事実が記載された住民票(ただし、当社が必要と認めた場合は戸籍謄(抄)本) ※ ③法律上有効な遺言書の写し ④保険契約者の相続人であることを証する書類 ⑤保険契約者の相続人の印鑑証明書※
災害死亡保険金および死亡給付金の受取人による保険契約の存続	①当社所定の請求書 ②保険契約の存続を請求する災害死亡保険金および死亡給付金の受取人が保険契約者の親族であることを証する書類 ③保険契約の存続を請求する災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の印鑑証明書※ ④債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類

※発行日から3カ月以内のものをご提出ください。

## ■税制上の提出書類

提出を要する場合	提出書類	提出時期	提出先
財形住宅貯蓄積立保険を契約する場合	財産形成非課税住宅貯蓄申告書	財形住宅貯蓄積立保険の契約申込書を提出する時	勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
	財産形成非課税住宅貯蓄申込書	同上	勤務先を経由して当社あて提出
申告した非課税扱いの最高限度額を変更する場合	財産形成非課税住宅貯蓄限度額変更申告書	———	勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
1.ご契約者の氏名または住所の変更があった場合 2.勤務先（賃金の支払者）の名称または所在地の変更があった場合	財産形成非課税住宅貯蓄に関する異動申告書	変更の事由が生じた時から遅滞なく	勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
ご契約者が、転職等により、他の勤務先へ異動した場合	財産形成非課税住宅貯蓄の勤務先異動申告書（当社との契約を継続される場合） 転職者等の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（他の金融機関の契約に承継の場合）	元の勤務先の勤労者でなくなった日から起算して2年以内	他の勤務先および当社（または他の金融機関）を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出

提出を要する場合	提出書類	提出時期	提出先
海外転勤により 出国する場合	海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（国内勤務申告書）	出国する日まで	出国時の勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出した者が国内勤務することとなった場合	海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書（国内勤務申告書）	国内勤務することとなった日から起算して2カ月以内	出国時の勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
育児休業等の取得時に「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」を提出することにより保険料払込を中断する場合	育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書	育児休業等開始日前まで	勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
「育児休業等をする者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書」提出後、育児休業等の期間を変更する場合	育児休業等期間変更申告書	変更前または変更後の育児休業等終了日のいずれが早い日まで	勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出
ご契約を解約される場合および積立金額の全部に相当する生存給付金を請求される場合	財産形成非課税住宅貯蓄廃止申告書	_____	勤務先および当社を経由して、ご契約者の住所地の所轄税務署長あて提出

## 定款および約款とは

### ■定款とは

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを記載したものです。

### ■約款とは

“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載したものです。「ご契約のしおり」とあわせてお読みいただき、大切なご契約内容を十分ご理解ください。



# 定 款

(昭和22年5月2日制定)  
(令和4年7月5日改正)

## 第1章 総 則

### 第1条 (名称)

当社は、日本生命保険相互会社という。英文では、NIPPON LIFE INSURANCE COMPANYと表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次に掲げる業務を行うことを目的とする。

- 一 生命保険業
- 二 他の保険会社（外国保険業者を含む。）その他金融業を行う者の業務の代理または事務の代行、債務の保証その他の前号の業務に付随する業務
- 三 国債、地方債または政府保証債の売買、地方債または社債その他の債券の募集または管理の受託その他の保険業法により行うことのできる業務、および保険業法以外の法律により生命保険会社が行うことのできる業務
- 四 その他前各号に掲げる業務に付帯または関連する事項

### 第3条 (事務所の所在地)

- 1 当社は、本店を大阪市に置く。
- 2 当社は、必要の地に従たる事務所を置くことができる。

### 第4条 (機関)

- 1 当社は、社員総会に代わるべき機関として総代会を置く。
- 2 当社は、取締役および取締役会のほか、次の機関を置く。
  - 一 監査等委員会
  - 二 会計監査人

### 第5条 (公告方法)

当社の公告は、電子公告により行う。但し、電子公告により行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 社 員

### 第6条 (社員の範囲)

- 1 当社と保険契約を締結した者は、剰余金の分配のない保

険契約を除き、すべて社員となる。

- 2 剰余金の分配のない保険契約に係る保険料の総額は、全保険契約に係る保険料の総額の100分の20をこえないものとする。但し、その計算方法は、保険業法施行規則第33条第3項に従うものとする。

#### **第7条（社員の責任）**

社員は、保険契約によりすでに払い込んだ保険料をこえて責任を負わない。

#### **第8条（社員の権利義務の承継）**

社員は、当会社の同意をえて、他人にその権利義務を承継させることができる。

#### **第9条（退社員の権利）**

退社した社員は、保険約款に定めたもののほか、当会社に対して権利を有しない。

### **第3章 総代会**

#### **第10条（総代会の組織）**

総代会は、社員中から選出された総代で組織する。

#### **第11条（総代の定数）**

総代の定数は、200名とする。

#### **第12条（社員の選挙権およびその代理行使）**

- 1 社員の総代を選挙すべき権利は、各々1個とする。
- 2 前項の選挙権は、他の社員に委任して行わせることができる。

#### **第13条（総代の任期）**

総代の任期は4年とし、重任を妨げない。但し、原則として通算8年をこえることができない。

#### **第14条（欠員の場合の処置）**

- 1 総代に欠員を生じても、定数の半数を下らない間は補欠選挙は行わない。但し、必要があるときはこれを行うことができる。
- 2 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

#### **第15条（総代の選挙）**

- 1 総代は、選挙権を有する社員が投票により互選する。
- 2 前項の規定にかかわらず、総代の選挙は、第24条の総代

候補者選考委員会が選考した個々の総代候補者に対し、選挙権を有する社員が行う投票（以下「社員投票」という。）によることができる。

- 3 当社は、前2項の選挙について公告する。
- 4 第1項または第2項の規定により選挙を実施するときは、選挙期日（第2項の場合には投票締切日をいう。）の直前の6月末現在の社員をもって選挙権を有する社員とみなす。但し、第14条第1項または第16条第3項の規定により選挙を実施するときは、選挙権を有する社員を別に定めて公告する。
- 5 総代の選挙に関する細則は、総代会で定める。

#### **第16条（社員投票）**

- 1 社員投票は、個々の総代候補者について総代に選出することに同意しない社員が投票する方法によって行う。
- 2 前項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1に満たないときは、その総代候補者は総代として選出されたものとする。
- 3 第1項に定める投票が選挙権を有する社員の数の10分の1以上に達した候補者があるときは、その員数について改めて第15条に定める選挙を行う。但し、その員数が総代候補者の総数の10分の1以下のときは、次の選挙時に選出することができる。

#### **第17条（議決権およびその代理行使）**

- 1 総代会における総代の議決権は、各々1個とする。
- 2 前項の議決権は、他の総代に委任して行わせることができる。この場合、総代または代理人は、総代会ごとに代理委任状を当会社に提出しなければならない。

#### **第18条（議長）**

総代会の議長には取締役社長が当り、取締役社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定められた順序に従って他の取締役がこれに代わる。

#### **第19条（決議方法）**

総代会の決議は、法律または定款に別段の定めがある場合のほかは、総代の2分の1以上が出席し、出席した総代の議決権の過半数により行う。

## 第20条（定時総代会の招集）

定時総代会は、毎決算期日より4カ月以内に招集する。

## 第21条（臨時総代会の招集および招集請求権）

- 1 臨時総代会は、取締役会が必要と認めたときに招集する。
- 2 社員総数の1000分の3以上に相当する数の社員もしくは3000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または9名以上の総代は、その目的および理由を記載した書面を代表取締役に提出して臨時総代会の招集を請求することができる。

## 第22条（提案権）

社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、代表取締役に対し、総代会の日の8週間前までに、一定の事項（総代会において決議をすることができる事項に限る。）を総代会の目的とすることを請求し、また総代会の目的である事項につき議案の要領を提出して総代会の招集通知に記載することを請求することができる。

## 第23条（検査役選任請求権）

当会社、社員総数の1000分の1以上に相当する数の社員もしくは1000名以上の社員で6カ月前から引き続いて社員である者または3名以上の総代は、総代会に係る招集の手続および決議の方法を調査させるため、当該総代会に先立ち、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができる。

## 第4章 総代候補者選考委員会

### 第24条（総代候補者選考委員会）

- 1 当会社に総代候補者選考委員会を置く。
- 2 総代候補者選考委員会は、総代の候補者を選考し、社員投票の管理を行うことを任務とする。
- 3 総代候補者選考委員会は、社員中から総代会で選任された選考委員で組織する。
- 4 選考委員の員数は、12名以内とする。
- 5 選考委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として4期をこえることがで

きない。

- 6 総代候補者選考委員会に関する細則は、総代会で定める。

## 第5章 評議員会

### 第25条（評議員会）

- 1 当社は、経営の適正を期するため評議員会を置く。
- 2 評議員会は、当会社から諮問を受けた事項または経営上の重要事項について意見を述べるほか、社員から提出された会社経営に関する事項を必要に応じ審議することを任務とする。
- 3 評議員会は、社員または学識経験者の中から総代会で選任された評議員で組織する。
- 4 評議員の員数は、25名以内とする。
- 5 評議員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとし、重任を妨げない。但し、原則として6期をこえることができない。
- 6 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 当社は、評議員会の議事の結果を次の総代会に報告するものとする。
- 8 評議員会に関する細則は、総代会で定める。

## 第6章 取締役および取締役会

### 第26条（員数）

- 1 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、20名以内とする。
- 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

### 第27条（選任）

取締役は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して選任する。

### 第28条（任期）

- 1 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。
- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了

する事業年度のうち最終のものに関する定時総代会の終結の時までとする。

3 補欠選任された者の任期は、前任者の残任期間とする。

### **第29条（役付取締役および代表取締役）**

- 1 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、会長、社長各1名を選定することができる。但し、会長と社長とは兼ねることができる。
- 2 代表取締役は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から選定する。代表取締役は、各自会社を代表する。

### **第30条（取締役会）**

取締役会は、すべての取締役で組織する。

### **第31条（取締役会の招集通知）**

取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

### **第32条（取締役会の決議の省略）**

取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

### **第33条（重要な業務執行の決定の委任）**

当社は、保険業法第53条の23の3第6項の規定により、取締役会の決議により、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

### **第34条（取締役会規則）**

取締役会に関する事項は、この定款に定めるほか、取締役会で定める取締役会規則による。

### **第35条（報酬等）**

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、総代会の決議により、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

## 第36条（取締役の責任免除）

- 1 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

## 第7章 監査等委員会

### 第37条（監査等委員会）

監査等委員会は、すべての監査等委員で組織する。

### 第38条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発するものとする。但し、緊急の必要あるときはこれを短縮することができる。

### 第39条（監査等委員会規則）

監査等委員会に関する事項は、この定款に定めるほか、監査等委員会で定める監査等委員会規則による。

## 第8章 計 算

### 第40条（決算期日）

当社の決算期日は、毎年3月31日とする。

### 第41条（剰余金の処分）

- 1 決算において剰余金を生じたときは、基金利息を控除した後、損失てん補準備金、基金償却積立金、基金償却準備金、社員配当準備金、社員配当平衡積立金、別段積立金その他に処分することができる。
- 2 前項において社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額の合計額は、保険業法施行規則第30条の4で定める金額に、保険業法施行規則第30条の6で定める比率を乗じた額以上の金額とする。

- 3 社員配当準備金または社員配当平衡積立金の取崩額がその決算期に積み立てる社員配当準備金および社員配当平衡積立金の額に含まれる場合は、前項の計算において、当該取崩額を社員配当準備金、社員配当平衡積立金に処分する金額から控除する。

#### **第42条（社員配当）**

前条の規定により積み立てた社員配当準備金は、保険約款に定めた方法に従って配当する。但し、その全部または一部を次年度に繰り越すことができる。

#### **第43条（損失のてん補）**

- 1 決算において不足を生じたときは、別段積立金、その他の任意積立金、社員配当準備金、損失てん補準備金、基金償却積立金の順序で取り崩し、不足額をてん補する。
- 2 前項により基金償却積立金を不足のてん補に充当したときは、次年度以後の決算において生じた剰余金は、その充当額の全額をてん補した後でなければ第41条による処分をすることができない。

## **第9章 基金**

#### **第44条（基金の総額）**

当会社の基金の総額（基金償却積立金の額を含む。）は、1兆4500億円とする。

#### **第45条（基金拠出者の権利）**

- 1 当会社は、基金の拠出者に対し、基金拠出契約の定めるところにより、基金拠出契約期間内に、基金の償却を行う。但し、当会社は、基金の拠出者との合意により、その期日の到来前に基金の償却を行うことがある。
- 2 後に拠出された基金の償却は、先に拠出された基金を全額償却した後に行う。
- 3 当会社は、基金の拠出者に対し、年1割を上限に基金拠出契約に定める利率で基金利息を支払う。

#### **第46条（基金の償却方法）**

- 1 当会社は、基金の償却を目的として、基金償却準備金を積み立てる。
- 2 基金の償却は、取締役会の決議により行い、償却する金額に



相当する基金償却準備金を基金償却積立金に振り替える。

- 3 前2項に定める方法によるほか、総代会の決議により、第41条の処分において基金償却積立金を積み立て、これと同額の基金の償却を行うことができる。

## 第10章 雑 則

### 第47条（定款の変更）

本定款を変更するには総代会において総代の2分の1以上が出席し、出席総代の4分の3以上の同意を得なければならない。

### 附 則

- 1 令和元年7月2日付改正に関する経過措置  
令和元年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
  - (1)第45条関係
    - 1 令和元年度の基金の拠出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
    - 2 令和元年度に募集した基金が償却された時。
- 2 令和3年7月2日付改正に関する経過措置  
令和3年7月2日付改正に関して、次に掲げる1号の経過措置を設け、2号に定める時をもって削除する。
  - (1)第45条関係
    - 1 令和3年度の基金の拠出者について、第45条第1項の基金の償却は5年以内に行う。
    - 2 令和3年度に募集した基金が償却された時。
- 3 令和4年7月5日付改正に関する経過措置  
当社は、保険業法第53条の36で準用する会社法第426条第1項の規定により、令和4年7月5日付改正の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

# 約款目次

この保険の趣旨	66
<b>1. 総 則</b>	
第1条 保険契約関係者	66
第2条 責任開始期および保険期間	66
第3条 積立金	67
<b>2. 保険料の払込</b>	
第4条 保険料の定期払込	67
第5条 財形給付金または財形基金給付金に係る金銭 による保険料の払込	68
第6条 転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約に係る 金銭による保険料の払込	69
<b>3. 生存給付金の支払</b>	
第7条 生存給付金の支払	69
<b>4. 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払</b>	
第8条 災害死亡保険金の支払	70
第9条 災害高度障害保険金の支払	71
第10条 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の 請求手続	71
第11条 災害死亡保険金または災害高度障害保険金を 支払わない場合	72
<b>5. 死亡給付金または高度障害給付金の支払</b>	
第12条 死亡給付金の支払	72
第13条 高度障害給付金の支払	72
第14条 死亡給付金または高度障害給付金の 請求手続	73
<b>6. 保険金または給付金の支払の時期および場所</b>	
第15条 保険金または給付金の支払の 時期および場所	73
<b>7. 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人</b>	
第16条 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人	75
第17条 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の 変更	75
第18条 遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の 受取人の変更	75
第19条 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人が 2人以上の場合	76
<b>8. 返戻金、社員配当金その他の取扱</b>	
第20条 告知義務違反による保険契約の解除	76

第21条	保険契約を解除できない場合	77
第22条	重大事由による保険契約の解除	77
第23条	保険契約の解約	78
第24条	不適格事由の発生による保険契約の解約	79
第25条	災害死亡保険金および死亡給付金の受取人による保険契約の存続	79
第26条	保険契約の解約等に伴う返戻金の支払	80
第27条	転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払	81
第28条	詐欺による取消	81
第29条	不法取得目的による無効	81
第30条	保険料累計額の制限	82
第31条	年齢の計算およびその誤りの処理	82
第32条	社員配当金の割当およびその支払	82
第33条	保険料の払込方法の変更	83
第34条	保険料額の変更	83
第35条	保険期間の延長または短縮	83
第36条	保険契約者の住所の変更	83
第37条	事情の変更	83
第38条	時効	83
別表1	必要書類	84
別表2	災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払対象となる急激かつ偶発的な外来の事故	86
別表3	災害死亡保険金の支払対象となる感染症	89
別表4	災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態	90
(備考)	財形住宅貯蓄積立保険の税制上の取扱いについて	92

# 財形住宅貯蓄積立保険普通保険約款

(昭和63年4月1日制定)  
(令和3年3月25日改正)

## (この保険の趣旨)

この保険は、勤労者財産形成促進法に基づく勤労者財産形成住宅貯蓄契約専用のものであって、同法および同法施行令に定める住宅の取得または住宅の増改築等のための生存給付金を支払うことのほか、保険期間中に勤労者が死亡したまたは所定の高度障害状態に該当したときは所定の給付を行って家族の生活保障に資することを目的とした保険です。

なお、この保険は、税制上、一般の生命保険の場合と異なり、その保険料は、生命保険料控除の対象になりませんが、勤労者財産形成住宅貯蓄契約として、税法が定める優遇措置を受けることができます。

## 1. 総 則

### (保険契約関係者)

- 第1条** この保険契約の保険契約者は、勤労者財産形成促進法（以下「財形法」といいます。）に規定する勤労者とします。
- 2 この保険契約の被保険者および生存給付金の受取人は保険契約者と同一人とし、変更することはできません。
- 3 この保険契約の災害高度障害保険金および高度障害給付金の受取人は被保険者とし、変更することはできません。
- 4 この保険契約の災害死亡保険金の受取人および死亡給付金の受取人は同一人とし、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）に規定する者とします。ただし、保険契約者は、第17条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）および第18条（遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）の規定により、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。

### (責任開始期および保険期間)

- 第2条** 当社は、この保険契約の申込を承諾した場合には、保険契約者を雇用している事業主（以下「事業主」といいます。）がこの保険契約の第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金（財形法に規定する賃金をいいます。以下同じ。）から控除した日から、この保険契約上の責任を負います。
- 2 前項による責任開始の日を基準として、事業主と当社とが協議して定めた日を、この保険契約の契約日とします。ただし、当社がこの保険契約の申込を承諾した場合で、事業

主が第1回保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除した日から契約日までの間に災害死亡保険金、災害高度障害保険金、死亡給付金または高度障害給付金の支払事由が生じたときは、その控除の日にさかのぼってこの日をこの保険契約の契約日とします。

- 3 当会社がこの保険契約の申込を承諾した場合には、事業主を通じて、保険契約者に対して書面で通知します。
- 4 当会社は、この保険契約の締結時において、保険法第40条および第69条の書面は交付しません。
- 5 この保険契約の保険期間は、この保険契約の締結の際、契約日から起算して5年以上の当社が認める期間の範囲内で定めます。
- 6 前項による保険期間の満了時まで、第7条（生存給付金の支払）第1項第1号の規定による積立金の全部に相当する生存給付金の支払がなかったときは、当会社の定めるところにより保険期間が延長されたものとして取り扱います。

#### （積立金）

- 第3条** この普通保険約款において、積立金とは、この保険契約のために当社が積み立てた責任準備金相当額をいい、その額は、この保険契約の払込保険料および経過期間に応じて計算します。
- 2 前項の経過期間は、契約日から保険期間の満了、被保険者の死亡等の日までの月数をもって数えることとします。この場合、これに1か月未満の端数があるときは、切り上げて1か月とします。

## 2. 保険料の払込

### （保険料の定期払込）

- 第4条** この保険契約の保険料は、保険期間中、定期に払い込む（この場合の払込を、以下「定期払込」といいます。）ことを要します。ただし、租税特別措置法施行令に規定する国外勤務期間中または育児休業等期間中は、保険料の払込はできません。
- 2 前項の保険料の払込は、事業主が、その保険料に相当する金額を保険契約者に支払う賃金から控除し、事業主または事業主がこの保険契約に係る事務の委託を行っている財形法に定める事務代行団体（以下「事務代行団体」といいます。）が保険契約者に代って、その金額をこの保険契約の保険料として払い込むことによって、行うものとします。
  - 3 前項の保険料に相当する金額は、事業主または事務代行団

体（以下「事業主等」といいます。）と当会社との間で締結されたこの保険契約に係る事務の取扱に関する協定（以下「事務取扱協定」といいます。）に基づいてその事業主等から当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとしします。

- 4 第1項の保険料の払込方法は、毎月払、毎賞与時払その他当会社が定める方法とし、この保険契約の締結の際、これらの方法のいずれかを選択するものとしします。

**（財形給付金または財形基金給付金に係る金銭による保険料の払込）**

**第5条** 保険契約者は、定期払込を行うこの保険契約の保険料の払込を、前条第2項の賃金からの控除によることなく、財形給付金または財形基金給付金（財形法および同法施行令により、勤労者財産形成給付金契約または勤労者財産形成基金契約に基づき支払われるべき財産形成給付金または財産形成基金給付金をいいます。以下、本条において同じ。）に係る金銭によって、行うことができます。

- 2 前項の保険料の払込は、次の各号に定めるところにより、行うことを要します。

(1) 当会社が財形法施行令に規定する給付金支払機関（以下、本条において「給付金支払機関」といいます。）を兼ねているときは、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を振り替えることによって、行うことを要します。ただし、当会社が給付金支払機関を兼ねている場合でも、財形法および同法施行令に規定する一括支払機関に指定されていないときは、次号の規定によるものとしします。

(2) 当会社が給付金支払機関を兼ねていないときは、その給付金支払機関が、財形給付金または財形基金給付金に係る金銭を払い込むことによって、行うことを要します。

- 3 第1項の財形給付金または財形基金給付金に係る金銭は、前項第1号本文のときはその振替の時、前項第1号ただし書および第2号のときは当会社の本店または当会社の指定した場所に払い込まれた時に、この保険契約の保険料として当会社に払い込まれたものとしします。

- 4 前項の場合、第1回保険料として払い込まれたときのこの保険契約の責任開始の日および契約日は、第2条（責任開始期および保険期間）第1項および第2項の規定にかかわらず、第2項第1号本文のときはその振替の日、第2項第1号ただし書および第2号のときは当会社の本店または当会社の指定

した場所に払い込まれた日とします。

### (転職等の場合の従前の財形住宅貯蓄契約に係る金銭による保険料の払込)

**第6条** 保険契約者は、財形法および同法施行令の規定に基づき、当会社の定めるところにより、この保険契約の第4条（保険料の定期払込）の保険料に相当する金額がその保険契約者に支払う賃金から最初に控除される日以前に、当会社以外の財形住宅貯蓄取扱機関との間ですでに締結されていた直前の勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る金銭によってこの保険契約の第1回保険料に相当する金額の払込を行うことができます。この場合、この保険契約の責任開始の日は、その払込による保険料を当会社が受け取った日とします。

## 3. 生存給付金の支払

### (生存給付金の支払)

**第7条** 保険契約者が財形法および同法施行令に定める住宅の取得または住宅の増改築等（以下「住宅の取得等」といいます。）のため生存給付金を請求した場合には、本項各号に規定する必要書類が当会社に到着した日（事業主と当会社の間に取り決めがある場合には、その取り決めた日。以下「払出基準日」といいます。）に被保険者が生存しているときに、当会社は、払出基準日における積立金の全部または一部を生存給付金として保険契約者に支払います。

(1) 住宅の取得等の後に、その資金に充てるために積立金の全部または一部の支払を請求する場合

① 保険契約者は、住宅を取得した日または住宅の増改築等をした日から起算して1年以内に、別表1に定める必要書類を当会社に提出して、生存給付金を請求してください。この場合、生存給付金額（積み立てられた社員配当金の金額を含みます。以下、本条において同じ。）は、その住宅の取得等に要する費用の額以下であることを要します。

② 次号に規定する生存給付金が支払われた後に別表1に定める必要書類を当会社に提出して、本号①の生存給付金を請求する場合で、その支払われた生存給付金額がその住宅の取得等に要した費用の額に満たないときは、当会社は、その住宅の取得等に要した費用の額からその支払われた生存給付金額を差し引いて得た金額を限度として計算した生存給付金額を支払うこととします。この場合の払出基準日は、次号の払出基準日から起算して2年

を経過する日または住宅を取得した日もしくは住宅の増築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間にあることを要します。

- (2) 住宅の取得等の前に、その資金に充てるために積立金の一部の支払を請求する場合

保険契約者は、別表1に定める必要書類を当会社に提出して、生存給付金を請求してください。この場合、生存給付金額は、積立金(積み立てられた社員配当金を含みます。)の9割に相当する額またはその住宅の取得等に要する額のいずれか低い額以下であることを要します。

- 2 前項第1号の規定によって積立金の全部に相当する生存給付金が支払われたときは、この保険契約は、その払出基準日の終了時にさかのぼって消滅します。

#### 4. 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払 (災害死亡保険金の支払)

**第8条** 被保険者が、保険期間中に次の各号のいずれかに該当したときは、保険料累計額の5倍相当額を災害死亡保険金として、支払います。この場合の保険料累計額は、次の第1号に該当したときはその事故の発生時、次の第2号に該当したときはその疾病の発病時(その疾病が発病した時として、当会社が認定した時をいいます。)における保険料累計額とします。

- (1) 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発生した別表2に定める急激かつ偶発的な外来の事故(以下「急激かつ偶発的な外来の事故」といいます。)を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき

- (2) 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後に発病した別表3に定める感染症を直接の原因として死亡したとき

- 2 前項の保険料累計額とは、次の金額をいいます。

- (1) 前条第1項の規定による生存給付金が支払われていない場合

この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた(第1回保険料については、当会社に払い込まれていない場合でも、それに相当する金額が賃金から控除された事実があれば、当会社に払い込まれたものとして取り扱います。)金額の合計額

- (2) 前条第1項の規定による積立金の一部に相当する生存給付金が支払われた場合



この保険契約の保険料として当会社に払い込まれた金額の合計額から前条第1項の規定によって支払われた生存給付金に対応する保険料の合計額を通算した金額を差し引いて得た金額

- 3 災害死亡保険金の支払事由が生じている場合で、保険料が次の各号のいずれかの期間に払い込まれたときは、当社は、各号の保険料をそのまま払い戻すことはしないで、各号の保険料に対応する積立金を計算して、これを、災害死亡保険金の支払の際に、災害死亡保険金の受取人に支払います。この場合の積立金の計算の基準の日は、その死亡の日とします。
- (1) 第1項第1号の事故の発生後または同項第2号の疾病の発病後、その死亡の日までに、保険料が当会社に払い込まれたとき
- (2) その死亡の日までに、保険料に相当する金額がすでに賃金から控除されている場合で、その死亡の日後当社が定める期間内に、保険料として当会社に払い込まれたとき

#### **(災害高度障害保険金の支払)**

**第9条** この保険契約の責任開始の日以後に発生した急激かつ偶発的な外来の事故を直接の原因として、その事故の日からその日を含めて180日以内に、かつ、保険期間中に、被保険者に生じた障害が別表4に定める高度障害状態（以下「高度障害状態」といいます。）のいずれかに該当したときは、当社は、前条の災害死亡保険金に相当する金額を災害高度障害保険金として、支払います。この場合、責任開始の前日にすでに生じていた障害状態に責任開始の日以後に発生した急激かつ偶発的な外来の事故を直接の原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態のいずれかに該当したときを含みます。

- 2 前項の規定によって災害高度障害保険金が支払われたときは、この保険契約は、高度障害日（被保険者が高度障害状態に該当した日として、当社が認定した日をいいます。以下同じ。）にさかのぼって消滅します。
- 3 前条第3項の規定は、本条の場合について準用します。この場合、同項の規定中「死亡の日」とあるのは「高度障害日」と、「災害死亡保険金」とあるのは「災害高度障害保険金」と読み替えます。

#### **(災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求手続)**

**第10条** 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の受取人は、前2条に規定するその保険金の支払事由が生じた日から2か月以内（正当な事由がある場合には、この期間を経過し

ても差し支えありません。)に、別表1に定める必要書類を当会社に提出して、その保険金を請求してください。

**(災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合)**

**第11条** 被保険者が、次の各号のいずれかによって第8条(災害死亡保険金の支払)第1項または第9条(災害高度障害保険金の支払)第1項の規定に該当したときは、当会社は、災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わないで、次条または第13条(高度障害給付金の支払)の規定を適用します。

- (1) 被保険者の故意または重大な過失によるとき
- (2) 災害死亡保険金については、災害死亡保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、その者がその一部の受取人であるときは、当会社は、その残額をその他の受取人に支払います。
- (3) 被保険者の犯罪行為によるとき
- (4) 被保険者の精神障害または泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- (5) 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき
- (6) 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- (7) 地震、噴火または津波によるとき
- (8) 戦争その他の変乱によるとき

2 前項第7号または第8号の事由によって死亡したまたは高度障害状態に該当した者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当会社が認めたときは、当会社は、その程度によって、災害死亡保険金または災害高度障害保険金の全額を支払いまたは当会社の定めるところによりその金額を削減して支払います。

## **5. 死亡給付金または高度障害給付金の支払** **(死亡給付金の支払)**

**第12条** 被保険者が、保険期間中に死亡したときは、当会社は、その死亡の日における積立金を死亡給付金として、支払います。ただし、災害死亡保険金が支払われる場合を除きます。  
**(高度障害給付金の支払)**

**第13条** 被保険者がこの保険契約の責任開始の日以後の傷害または疾病によって、保険期間中に高度障害状態のいずれかに該当したときは、当会社は、高度障害日における死亡給付

金に相当する金額を高度障害給付金として、支払います。この場合、責任開始の日前にすでに生じていた障害状態に、責任開始の日以後の傷害または疾病（責任開始の日前にすでに生じていた障害状態の原因となった傷害または疾病と因果関係のないものに限ります。）を原因とする障害状態が新たに加わって高度障害状態のいずれかに該当したときを含みません。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害高度障害保険金が支払われる場合には、当会社は高度障害給付金を支払いません。
- 3 第9条（災害高度障害保険金の支払）第2項の規定は、本条の場合について準用します。

#### **（死亡給付金または高度障害給付金の請求手続）**

**第14条** 死亡給付金または高度障害給付金の請求手続については、第10条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金の請求手続）の規定を準用します。

### **6. 保険金または給付金の支払の時期および場所** **（保険金または給付金の支払の時期および場所）**

**第15条** この保険契約の保険金（災害死亡保険金および災害高度障害保険金をいいます。以下同じ。）または給付金（生存給付金、死亡給付金および高度障害給付金をいいます。以下同じ。）は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日（生存給付金については払出基準日。以下、本条において同じ。）の翌日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本店で支払います。

- 2 保険金または給付金を支払うために確認が必要な次の各号に定める場合において、この保険契約の締結時から保険金または給付金の請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ各号に定める事項の確認（当会社の指定した医師による診断を含みます。）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて45日を経過する日とします。

- (1) 保険金または給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合

この普通保険約款に定める支払事由発生の有無

- (2) 第11条（災害死亡保険金または災害高度障害保険金を支払わない場合）に該当する可能性がある場合  
保険金の支払事由が生じた原因

- (3) 第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第3項、第17条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）第5項または第18条（遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更）第4項に該当する可能性がある場合

被保険者が死亡した原因

- (4) 第20条（告知義務違反による保険契約の解除）に該当する可能性がある場合

当会社が告知を求めた事項における告知義務違反に該当する事実の有無および告知義務違反に至った原因

- (5) 第22条（重大事由による保険契約の解除）、第28条（詐欺による取消）または第29条（不法取得目的による無効）に該当する可能性がある場合

前3号に定める事項、第22条第1項第4号に該当する事実の有無または保険契約者もしくは保険金もしくは給付金の受取人のこの保険契約締結の目的もしくは保険金もしくは給付金の請求の意図に関するこの保険契約の締結時から保険金もしくは給付金の請求時までにおける事実

- 3 前項の確認をするため、次の各号に定める事項についての特別な照会や確認が不可欠な場合には、前2項の規定にかかわらず、保険金または給付金を支払うべき期限は、その請求に必要な書類が当会社に到着した日の翌日からその日を含めて次の各号に定める日数（各号の複数に該当する場合であっても、180日）を経過する日とします。

- (1) 前項各号に定める事項についての弁護士法に基づく照会  
その他の法令に基づく照会 180日

- (2) 前項第2号、第3号または第5号に定める事項に関し、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第2号、第3号または第5号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日

- (3) 前項各号に定める事項についての日本国外における確認 180日

- 4 前2項の場合、当会社は、その保険金または給付金の受取人に通知します。

- 5 第2項および第3項に定める必要な事項の確認に際し、保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が正当な理由なくその確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき（当会

社の指定した医師による必要な診断に応じなかったときを含みます。)は、当会社は、これによりその事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金または給付金を支払いません。

## 7. 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人 (災害死亡保険金および死亡給付金の受取人)

**第16条** この保険契約の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、被保険者の配偶者（内縁関係にある者を除きます。）、子、父母、孫、祖父母および兄弟姉妹の順序に従い、先順位にある者とします。

2 前項の規定にかかわらず、保険契約者は、この保険契約の締結の際、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を定めることができます。

3 死亡給付金が支払われる場合で、被保険者の死亡が前2項に規定する受取人の故意によるときは、死亡給付金の受取人（前2項に規定する受取人のうち一部の受取人の故意によるときは、その部分の死亡給付金の受取人）は被保険者の法定相続人とします。

### (災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更)

**第17条** 保険契約者は、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じるまでは、当会社に対する通知により災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。

2 前項の通知をするときは、保険契約者は、別表1に定める必要書類を当会社に提出してください。

3 第1項の通知が当会社に到着する前に変更前の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人に災害死亡保険金または死亡給付金を支払ったときは、その支払後に変更後の災害死亡保険金および死亡給付金の受取人から災害死亡保険金または死亡給付金の請求を受けても、当会社は、これを支払いません。

4 前条第2項の規定によって定められた受取人または本条第1項の規定による変更後の受取人が、災害死亡保険金または死亡給付金の支払事由が生じるまでに死亡して変更されていないときは、前条第1項の規定を適用します。

5 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、前条第3項の規定を準用します。

### (遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更)

**第18条** 前条の規定によるほか、保険契約者は、災害死亡保

險金または死亡給付金の支払事由が生じるまでは、法律上有効な遺言により災害死亡保険金および死亡給付金の受取人を変更することができます。

- 2 前項による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社社に通知しなければ、これを当会社社に対抗することができません。
- 3 前項の通知をするときは、保険契約者の相続人は、別表1に定める必要書類を当会社社に提出してください。
- 4 第1項の規定による変更後の受取人が故意に被保険者を死亡させたときは、第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第3項の規定を準用します。

（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人が2人以上の場合）

**第19条** 第16条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人）第1項に規定する同順位の者が2人以上ある場合または同条第2項の規定によって定められた受取人もしくは前2条の規定による変更後の受取人が2人以上ある場合には、これらの者の受取割合は均等とし、第16条第3項（前2条において準用する場合を含みます。）に規定する死亡給付金の受取人が2人以上ある場合には、これらの者の受取割合は法定相続割合とします。

- 2 同順位の者または受取人が2人以上ある場合には、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、この保険契約について他の者を代理するものとします。
- 3 前項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明のときには、当会社社が受取人の1人に対して行った行為は、他の者に対してもその効力を有するものとします。

## 8. 返戻金、社員配当金その他の取扱 （告知義務違反による保険契約の解除）

**第20条** 保険契約者は、この保険契約の締結の際に、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち当会社社が所定の書面で告知を求めた事項について、当会社社にその書面で告知することを要します。

- 2 保険契約者が、故意または重大な過失によって、前項の規定により当会社社が告知を求めた事項について事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたときは、当会社社は、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。
- 3 当会社社は、保険金の支払事由が生じた後でも、この保険契約を解除することができます。この場合には、当会社社は、保

険金を支払わず、また、すでに保険金を支払っているときにはその返還を請求することができます。

- 4 前2項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを、保険契約者または保険金の受取人が証明したときは、保険金を支払います。
- 5 本条による解除は、保険契約者に対する通知によって行います。ただし、正当な事由によって保険契約者に通知できない場合には、当会社は、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人に解除の通知をします。

#### (保険契約を解除できない場合)

**第21条** 当会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、前条による保険契約の解除をすることができません。

- (1) 当会社が、この保険契約の締結の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- (2) 当会社のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者（当会社のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除き、以下、本条において「保険媒介者」といいます。）が、保険契約者が前条第1項に定める告知をすることを妨げたとき
- (3) 保険媒介者が、保険契約者に対し、前条第1項に定める告知をしないことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
- (4) 当会社が、この保険契約の締結後、解除の原因となる事実を知り、その事実を知った日から1か月が経過したとき
- (5) この保険契約が契約日から起算して2年以上経過したとき

2 前項第2号および第3号の規定は、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても保険契約者が前条第1項の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、適用しません。

#### (重大事由による保険契約の解除)

**第22条** 当会社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、将来に向かってこの保険契約を解除することができます。

- (1) 死亡給付金の受取人が死亡給付金（他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。）を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合



- (2) 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、この保険契約の災害死亡保険金、災害高度障害保険金または高度障害給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます。）をした場合
- (3) この保険契約の保険金または給付金の請求に関し、保険金または給付金の受取人に詐欺行為（未遂を含みます。）があった場合
- (4) 保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人が、次の①から④のいずれかに該当する場合
  - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
  - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等の関与をしていると認められること
  - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
  - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 前4号に定めるもののほか、当会社の保険契約者または保険金もしくは給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前4号に定める事由と同等の重大な事由がある場合

2 当会社は、保険金または給付金の支払事由が生じた後においても、前項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、前項各号に定める事由が生じた時以後に発生した保険金または給付金の支払事由については、当会社は、保険金または給付金（前項第4号のみに該当した場合で、同項同号に該当した者が保険金または給付金の受取人のみであり、かつ、その保険金または給付金の受取人が保険金または給付金の一部の受取人であるときは、保険金または給付金のうち、その受取人に支払われるべき保険金または給付金をいいます。以下、本項において同じ。）を支払わず、また、すでに保険金または給付金を支払っているときにはその返還を請求することができます。

3 第20条（告知義務違反による保険契約の解除）第5項の規定は、本条の場合について準用します。

#### （保険契約の解約）

**第23条** 保険契約者は、いつでも将来に向かってこの保険契約を解約することができます。

2 第7条（生存給付金の支払）第1項第2号に規定する生存



給付金が支払われた後、その払出基準日から起算して2年を経過する日または住宅を取得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、別表1(I)(a)に定める必要書類の提出がなかった場合には、保険契約は、その払出基準日から起算して2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。

3 保険料が払い込まれないままで、最後に保険料が払い込まれた日から起算して2年を経過した場合には、保険契約は、その2年を経過した日に保険契約者によって解約されたものとみなします。

4 前項の規定にかかわらず、次のいずれかの場合には、当社が定めるところによります。

(1) 租税特別措置法施行令に規定する海外転勤者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を出国する日までに提出した海外転勤者の保険契約

(2) 租税特別措置法施行令に規定する育児休業等を取得する者の財産形成非課税住宅貯蓄継続適用申告書を育児休業等の開始の日までに提出した育児休業等をする者の保険契約  
**(不適格事由の発生による保険契約の解約)**

**第24条** 次のいずれかの場合には、保険契約は各号の定める日に保険契約者によって解約されたものとみなします。ただし、第1号については、同号に定める不適格事由が生じた日から起算して2年以内に、当会社と事務取扱協定を締結している事業主または当会社と事務取扱協定を締結している事務代行団体に事務の委託を行っている事業主によって支払われる賃金からの控除の方法により保険料が払い込まれた場合には、この限りではありません。

(1) 保険契約者が、退職、転任、その他の理由によって不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する不適格事由をいいます。）に該当した場合

その該当した日から起算して2年を経過した日

(2) 保険契約者が、継続適用不適格事由（租税特別措置法施行令に規定する継続適用不適格事由をいいます。）に該当した場合

その該当した日から起算して1年を経過した日

**(災害死亡保険金および死亡給付金の受取人による保険契約の存続)**

**第25条** 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者でこの保険契約の解約をすることができる者（以下「債権者等」といいます。）による保険法の施行日以後のこの保険契約の解約は、解約の通知が当会社に到着した日の翌日から

その日を含めて1か月を経過した日に効力を生じます。

2 前項の解約が通知された場合でも、通知の時に於いて次の各号のすべてを満たす災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、保険契約者の同意を得て、前項の期間が経過するまでの間に、その解約の通知が当会社に到着した日に解約の効力が生じたとすれば当会社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当会社にその旨を通知したときは、前項の解約はその効力を生じません。

(1) 保険契約者の親族であること

(2) 保険契約者でないこと

3 前項の通知をするときは、災害死亡保険金および死亡給付金の受取人は、別表1に定める必要書類を当会社に提出してください。

4 第1項の解約の通知が当会社に到着した日以後、その解約の効力が生じたは第2項の規定により効力が生じなくなるまでに、保険金または給付金の支払事由が生じ、当会社が保険金または給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額を限度として、第2項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、保険金または給付金の受取人に支払います。

#### (保険契約の解約等に伴う返戻金の支払)

**第26条** 当社は、次の各号の場合には、各号の者に返戻金を支払います。

(1) 第20条（告知義務違反による保険契約の解除）または第22条（重大事由による保険契約の解除）の規定による解除の場合

保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金および死亡給付金の受取人にしたときは、その受取人）

(2) 第23条（保険契約の解約）または第24条（不適格事由の発生による保険契約の解約）の規定による解約の場合  
保険契約者

2 前項の規定にかかわらず、第22条第1項第4号の規定によってこの保険契約を解除した場合で、保険金または給付金の一部の受取人に対して同条第2項の規定を適用し保険金または給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない保険金または給付金に対応する部分については前項の規定を適用し、その部分の返戻金を保険契約者（解除の通知を災害死亡保険金および死亡給付金の受取人にしたときは、第22条第1項第4号に該当した受取人）に支払います。

3 第1項の返戻金は、この保険契約の払込保険料および経過

期間に応じて当社が計算して得た金額とします。この場合の経過期間については、第3条（積立金）第2項の規定を準用します。

4 返戻金の請求ならびにその支払の時期および場所については、第7条（生存給付金の支払）および第15条（保険金または給付金の支払の時期および場所）の規定を準用します。この場合、次の各号のとおり取り扱います。

- (1) 事業主と当社との間に支払に関する取り決めがある場合には、その取り決めにより支払を行うことができます。
- (2) 前条第1項に定める債権者等による保険契約の解約の場合には、第15条第1項の「その請求に必要な書類が当社に到着した日（生存給付金については払出基準日。以下、本条において同じ。）」ならびに第15条第2項および第3項の「その請求に必要な書類が当社に到着した日」は「第25条（災害死亡保険金および死亡給付金の受取人による保険契約の存続）第1項に定める解約の効力発生日」と読み替えます。

#### （転職等の場合の返戻金に相当する金額の支払）

**第27条** 当社は、財形法および同法施行令ならびに租税特別措置法施行令に規定するところにより、保険契約者が転職等をした後、当社と勤労者財産形成住宅貯蓄契約に係る事務取扱協定の締結がなく、当社以外の財形住宅貯蓄取扱機関と事務の取扱に関する協定を締結している新たな事業主または事務代行団体に事務の委託を行っている事業主に雇用された場合で、かつ、保険契約者がその事業主および新たな財形住宅貯蓄取扱機関経由でこの保険契約の返戻金に相当する金額を支払うことを申し出たときは、その新たな財形住宅貯蓄取扱機関に直接払い込むことによって、保険契約者に返戻金に相当する金額を支払います。

2 前項の場合、当社は、この保険契約に対して積み立てられた社員配当金があるときは、その返戻金に相当する金額とあわせて支払うものとし、また、この保険契約は、その支払日の前日の終了時に消滅するものとします。

#### （詐欺による取消）

**第28条** 保険契約者または災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の詐欺により、この保険契約を締結したときは、当社は、この保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### （不法取得目的による無効）

**第29条** 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または

他人に保険金を不法に取得させる目的をもって、この保険契約を締結したときは、この保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

#### (保険料累計額の制限)

**第30条** この保険契約について払い込まれた保険料の累計額は、財産形成非課税住宅貯蓄申告書に記載された最高限度額（保険契約者が最高限度額を変更した場合には、変更後の最高限度額とします。）の範囲内であることを要します。

#### (年齢の計算およびその誤りの処理)

**第31条** 被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については切り捨てます。

2 被保険者の年齢について誤りが発見された場合に、契約日およびその事実が発見された時の実際の年齢が当会社の定める年齢の範囲外であったときは、当会社は、この保険契約を取り消すことができ、この場合、すでに払い込まれた保険料（保険料に相当する金額を含みます。）は、保険契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて、当会社の定める方法で保険契約の継続に必要な処理を行います。

#### (社員配当金の割当およびその支払)

**第32条** 当会社は、定款の規定によって事業年度末に積み立てた社員配当準備金の中から、その事業年度末に有効なこの保険契約に対して、当会社の資産運用利回りを基準として主務官庁の認可を得た方法によって計算した社員配当金を割り当てます。

2 前項の規定によって割り当てた社員配当金は、次の事業年度における契約日の年単位の応当日（以下、本条において「積立開始日」といいます。）から、当会社の定める利率による利息を付して積み立てておき、この保険契約が解約されまたは解除されたときに、保険契約者に支払い、この保険契約の保険金または給付金が支払われたときに、その受取人に支払います。ただし、第7条（生存給付金の支払）第1項の規定により積立金の一部が生存給付金として支払われたときは、当会社の定めるところにより支払うものとします。

3 前項の規定にかかわらず、同項の積立開始日前にこの保険契約が消滅した場合には、積立前の社員配当金は、生存給付金が支払われたときは生存給付金とともに当会社の定めるところにより計算して保険契約者に支払い、その他のときは社員配当準備金に繰り入れます。

4 第1項の規定によって割り当てた社員配当金の積立開始日から、その事業年度末までの間に第7条第1項第1号の規定

により積立金の全部を生存給付金として支払うことによって消滅する保険契約については、前3項の規定によるほか、積立開始日から消滅するまでの期間に対応する社員配当金をあらかじめ前事業年度末に割り当てておき、生存給付金とともに保険契約者に支払います。

#### (保険料の払込方法の変更)

**第33条** 保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向かって第4条（保険料の定期払込）第4項に規定する範囲内で保険料の払込方法を変更することができます。

#### (保険料額の変更)

**第34条** 保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向かって保険料額を変更することができます。

#### (保険期間の延長または短縮)

**第35条** 保険契約者は、この保険契約の締結後、当会社の定めるところにより、将来に向かって保険期間を延長または短縮することができます。

#### (保険契約者の住所の変更)

**第36条** 保険契約者がその住所または居所（通信先を含みます。以下、本条において同じ。）を変更したときは、ただちに当会社に通知してください。

2 保険契約者が前項の通知をしなかったときには、当社が知った最後の住所または居所あてに発した通知は、保険契約者に到着したものとみなします。

#### (事情の変更)

**第37条** 当社は、金利水準の低下その他の著しい経済変動などこの保険契約の締結の際予見しえない事情の変更または財形法およびその関係法令の改正により特に必要があると認めたときには、主務官庁の認可を得て、この普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を将来に向かって変更することがあります。

2 前項の規定により、この普通保険約款の規定または保険料、積立金等の計算の基礎を変更するときは、変更日の2か月前までに保険契約者にその旨を通知します。

#### (時効)

**第38条** 保険金、給付金、返戻金、積立金または社員配当金を請求する権利は、これらを行することができる時から3年間行使しないときには消滅します。

## 別表1 必要書類

### (I) 保険金、給付金の請求書類

項目	必要書類
(a) 生存給付金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 生存給付金の受取人の戸籍抄本</li> <li>3. 生存給付金の受取人の印鑑証明書</li> <li>4. その他財形法および同法施行令に基づく書類</li> </ol>
(b) 災害死亡保険金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書</li> <li>3. 急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類</li> <li>4. 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</li> <li>5. 災害死亡保険金の受取人の戸籍抄本</li> <li>6. 災害死亡保険金の受取人の印鑑証明書</li> </ol>
(c) 災害高度障害保険金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>3. 急激かつ偶発的な外来の事故であることを証する書類</li> <li>4. 被保険者の戸籍抄本</li> <li>5. 被保険者の印鑑証明書</li> </ol>
(d) 死亡給付金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の死亡診断書または死体検案書</li> <li>3. 被保険者の住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</li> <li>4. 死亡給付金の受取人の戸籍抄本</li> <li>5. 死亡給付金の受取人の印鑑証明書</li> </ol>
(e) 高度障害給付金の請求	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 当会社所定の様式による医師の診断書</li> <li>3. 被保険者の戸籍抄本</li> <li>4. 被保険者の印鑑証明書</li> </ol>

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

## (Ⅱ) その他の請求書類

項目	必要書類
(a) 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 保険契約者の印鑑証明書</li> </ol>
(b) 遺言による災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の変更	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 保険契約者の死亡事実が記載された住民票（ただし、当会社が必要と認めた場合は戸籍抄本）</li> <li>3. 法律上有効な遺言書の写し</li> <li>4. 保険契約者の相続人であることを証する書類</li> <li>5. 保険契約者の相続人の印鑑証明書</li> </ol>
(c) 災害死亡保険金および死亡給付金の受取人による保険契約の存続	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 当会社所定の請求書</li> <li>2. 保険契約の存続を申し出る災害死亡保険金および死亡給付金の受取人が保険契約者の親族であることを証する書類</li> <li>3. 保険契約の存続を申し出る災害死亡保険金および死亡給付金の受取人の印鑑証明書</li> <li>4. 債権者等に所定の金額を支払ったことを証する書類</li> </ol>

(注) 当会社は、上記以外の書類の提出を求め、または上記の提出書類の一部の省略を認めることがあります。

## 別表2 災害死亡保険金または災害高度障害保険金の支払対象となる急激かつ偶発的な外来の事故

対象となる急激かつ偶発的な外来の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症しまたはその症状が増悪したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）



表2 対象となる急激かつ偶発的な外来の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露（W20～W49）（注1）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥（吸引） 胃内容物の誤嚥（吸引）（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥（吸引）（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥（吸引）（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病等）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30） 中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病等）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49）（注2）（注3）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50） 中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔い等） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）

分類項目（基本分類コード）		除外するもの
	・その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3.	加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4.	法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・合法的処刑（Y35.5）
5.	内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・疾病の診断、治療を目的としたもの
	・治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの（注3）	
	・外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
	・治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
	・患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

（注1）「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。

（注2）洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。

（注3）外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎等は含まれません。

### 別表3 災害死亡保険金の支払対象となる感染症

対象となる感染症とは、財形法第6条第1項第2号ハに規定する政令で定める特別の理由のうち、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」によるものとします。

分類項目	基本分類コード
コレラ	A00
腸チフス	A01.0
パラチフスA	A01.1
細菌性赤痢	A03
腸管出血性大腸菌感染症	A04.3
ペスト	A20
ジフテリア	A36
急性灰白髄炎<ポリオ>	A80
ラッサ熱	A96.2
クリミア・コンゴ< Crimean-Congo >出血熱	A98.0
マールブルグ< Marburg >ウイルス病	A98.3
エボラ< Ebola >ウイルス病	A98.4
痘瘡	B03
重症急性呼吸器症候群 [SARS]	U04
(ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限りませう。)	

(注) 新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限りませう。）である感染症をいいます。以下同じ。）を含みます（ただし、新型コロナウイルス感染症が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に定める一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症のうち新型コロナウイルス感染症または指定感染症に該当する期間中に被保険者が死亡した場合に限りませう。）。

## 別表4 災害高度障害保険金または高度障害給付金の支払対象となる高度障害状態

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (5) 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (8) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

### 備考

#### 1. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

#### 2. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
- (3) 視野狭さくおよび眼瞼下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。

#### 3. 言語またはそしゃくの障害

- (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
  - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込がない場合
  - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
  - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
- (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込のない場合をいいます。

#### 4. 上・下肢の障害

「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節）の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

## (備考)

### 財形住宅貯蓄積立保険の税制上の取扱について

(令和5年11月現在)

この保険は、勤労者財産形成住宅貯蓄契約として、次に定めるところにより、税制上の優遇措置を受けることができます。

1. この保険の生存給付金に社員配当金（これに付される利息を含みます。）を加えて得た金額からその保険料累計額を差し引いて得た金額（これを「差益」といいます。）に関する所得税は非課税となります。
2. 上記1の優遇措置を受けるためには、租税特別措置法第4条の2に規定する手続きをとることを要します。
3. 以下の場合には、租税特別措置法および同法施行令の規定により、上記1の優遇措置を受けることができなくなります。ただし、租税特別措置法施行令に規定する災害等の事由を原因とし、その事由が生じた日から同日以後1年を経過する日までの間に、租税特別措置法施行令に規定する手続きを行った上、返戻金の支払を受けた場合には、この限りではありません。
  - (1) 住宅の取得等の後に、1年を超えて積立金の全部または一部の支払の請求があった場合（普通保険約款第7条）
  - (2) 住宅の取得等の前に、積立金の一部の支払が行われ、その後2年を経過する日または住宅を取得した日もしくは住宅の増改築等をした日から起算して1年を経過する日のいずれか早い日までの間に、別表1(I)(a)に定める必要書類の提出がなかった場合（普通保険約款第7条）
  - (3) この保険契約が解約されたとき（普通保険約款第23条）
  - (4) 退職、転任その他の理由により、不適格事由または継続適用不適格事由に該当することとなった場合で、所定の手続きがなされなかったとき、または、不適格事由に該当した日から起算して1年を経過したとき（1年を経過した後、所定の手続きがなされた場合は、上記1の優遇措置を受けることができるようになります。）（普通保険約款第24条）
  - (5) 保険料の払込が2年間中断された場合（普通保険約款第23条）
4. この保険の払込保険料は、生命保険料控除の対象にはなりません。

## 当社の定めるところにより計算される金額について

- 約款上当社の定めるところにより計算される金額について、各表のとおり、その計算例を記載しております。
- なお、将来、約款第37条（事情の変更）の規定に基づき、各表の数値を変更することがあります。

**表 1 ■積立金額例表**

（毎月10,000円ずつ定期払込みの場合）

経過年数	積立金
1年	119,990円
2	240,010
3	360,090
4	480,250
5	600,470
7	841,130
10	1,202,650
15	1,806,630

**表2 ■ 返戻金額例表**

(毎月10,000円ずつ定期払込みの場合)

経過年数	返 戻 金
1年	119,630 円
2	240,010
3	360,090
4	480,250
5	600,470
7	841,130
10	1,202,650
15	1,806,630



本 店 〒541-8501 大阪府中央区今橋3-5-12

東京本部 〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6

※当社最新情報はホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.nissay.co.jp>

## ■ご相談やお問合せ先

○ご契約についてのご照会は、以下の相談窓口へお問合せください。

○受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

(祝日、12/31～1/3を除く)

### 〈相談窓口〉

財形管理課：電話番号 0120-981-818 (通話料無料)

東京職域サービスセンター：電話番号 0120-981-535 (通話料無料)

(上記の電話番号は2023年11月現在のものです。)







ご契約についてご連絡、ご照会の際は、氏名・ご住所・契約コード・勤務先をご確認のうえ、当冊子末尾に記載の相談窓口へお問合せください。